

**四 街 道 市**  
**障害者基本計画・第3期障害福祉計画**

平成24年3月  
四 街 道 市



## はじめに

今日の障害のある方を取り巻く環境は大きく変化をしてきております。少子高齢化にあわせて核家族化が進み、障害のある方とその介助者の高齢化も進行しております。こうした変化に伴い、障害者施策に対するニーズも多様化してきています。

本市においては平成19年3月に策定した「障害者基本計画」と平成21年3月に策定した「第2期障害福祉計画」に基づき、様々な分野にわたり施策に取り組ん

でまいりましたが、基本計画策定から6年が経過したことなどに伴い、社会情勢の変化や、施策の進捗状況などを踏まえ「障害者基本計画・第3期障害福祉計画」を策定しました。今後は、この計画を実現するために、障害者福祉にかかる各種システムづくりや施策の充実に積極的に取り組んでまいります。

障害のある方もない方も、住み慣れた地域で自分らしく生きるためには、行政の「公助」はもとより、市民・ボランティア・自治会などが連携し地域で支え合う「共助」も重要です。市民の皆様には今後一層のご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり多大なるご尽力をいただきました「保健福祉審議会」の委員の皆様をはじめ、意見交換会にご出席をいただきました障害福祉団体の皆様、貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様など、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成24年3月

四街道市長 佐 渡 齊





# も く じ

---

## 第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置付け・性格 .....	3
3 計画の期間 .....	4
第2章 四街道市の障害のある人を取り巻く現状 .....	5
1 統計データなどからみる現状 .....	5
2 アンケート調査結果からみる現状 .....	12
第3章 計画の基本的な考え方 .....	18
1 基本理念 .....	18
2 重点目標 .....	19
3 施策体系 .....	21
4 ライフステージ別施策一覧 .....	22

## 第2部 障害者基本計画

第1章 きめ細やかなサービスの提供による自立した生活の支援 .....	26
1 相談・情報提供・権利擁護体制の整備 .....	26
2 生活支援の充実 .....	29
3 保健・医療環境の充実 .....	31
第2章 健やかな育ちへの支援 .....	33
1 療育・保育の充実 .....	33
2 一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進 .....	36
第3章 生きがいある生活の支援 .....	38
1 雇用・就労の促進 .....	38
2 文化、スポーツ、レクリエーション活動など社会参加の推進 .....	40
3 外出・コミュニケーション支援の充実 .....	42
第4章 住みよい環境づくり .....	44
1 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進 .....	44
2 安全・安心な環境の整備 .....	47
第5章 自立を支える地域福祉活動の促進 .....	49
1 福祉に関する理解の促進 .....	49
2 市民による福祉的活動の促進 .....	52

## 第3部 障害福祉計画

第1章 平成26年度までに達成を目指す目標	56
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	56
2 福祉施設利用者の一般就労への移行	57
3 就労移行支援事業の利用者数	57
4 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	58
第2章 障害福祉サービスの必要量の見込み	59
1 訪問系サービス	59
2 日中活動系サービス	61
3 居住系サービス	66
4 相談支援(サービス等利用計画作成)	67
5 その他	68
第3章 地域生活支援事業の必要量の見込み	69
1 相談支援事業	69
2 コミュニケーション支援事業	70
3 日常生活用具給付等事業	71
4 移動支援事業	72
5 地域活動支援センター	73
6 その他の事業	74
第4章 サービス見込量の総括表	75
第5章 サービス見込量確保のための方策	77
1 訪問系サービス	77
2 日中活動系サービス	77
3 居住系サービス	78
4 地域生活支援事業	78

## 第4部 推進体制

第1章 計画の推進	80
1 進捗状況の管理と評価	80
2 関係機関との連携	80
3 県および障害保健福祉圏域との調整・協力	80

## 資料編

資料1 計画策定経過	82
資料2 計画策定体制	84
資料3 用語の解説	89

## 第1部 総論

---

## 第1章 計画の策定にあたって



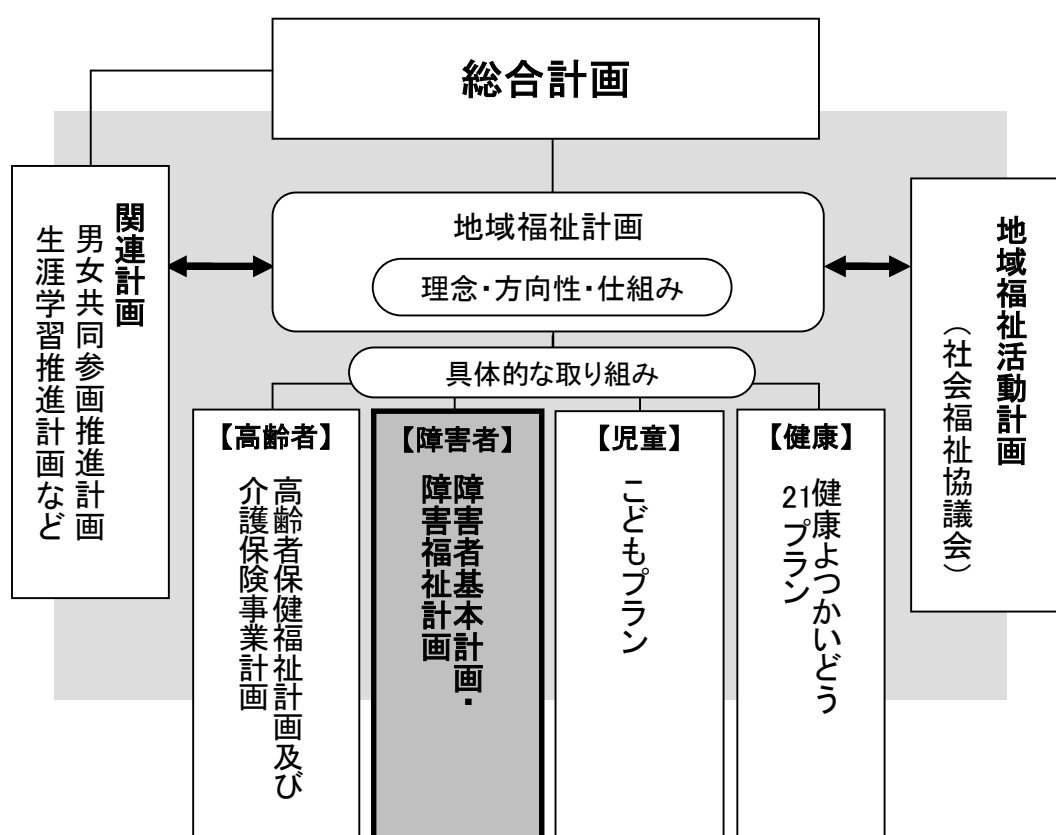
### 1 計画策定の趣旨

- わが国では、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。
- 本市では、平成10年3月に「四街道市障害者基本計画」、平成14年3月にそれを引き継ぐ「第2次四街道市障害者基本計画」を策定し、障害者施策を積極的に推進してきました。また、平成18年4月からは、障害者自立支援法の施行に伴い、平成19年3月に「四街道市障害者基本計画・障害福祉計画」を一体的に策定し、日常生活支援をはじめとするさまざまな障害福祉サービスの充実に向け、取り組みを進めてきました。
- 平成22年12月には、障害者自立支援法や児童福祉法等の一部を改正する法律が成立、公布され、重度の視覚障害のある人の同行援護、相談支援の充実等、障害者福祉制度の改革が段階的に進められています。さらに、障害者自立支援法に代わる法律の施行が予定され、障害のある人を取り巻く法制度や社会環境は大きな転換期を迎えています。
- ノーマライゼーションの考え方が浸透するに伴い、それを一歩進めたインクルージョンの考え方が学校、地域、社会づくりの新たな方向性として求められてきており、本市においても障害のある人を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。
- こうした背景を踏まえ、本計画はこれまでの成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題や新たな課題の解決に向けて、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。



## 2 計画の位置付け・性格

- 本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」および、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」に位置付けられます。
- 計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの基本的な方向性を定める「四街道市総合計画（平成16年度～平成35年度）」との整合を図るとともに、国や県の上位計画・関連計画を踏まえるものです。
- また、地域福祉の推進のために策定された「四街道市地域福祉計画」の理念や方向性を実現するための具体的な取り組みを示しています。



## 第1部 総論

### 3 計画の期間

- 障害者基本計画の計画期間は、平成18年度から平成27年度の10か年です。平成23年度中に必要な見直しを図ることとしています。
- 第3期障害福祉計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度の3か年です。
- ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直すなど、その変化に柔軟に対応していきます。

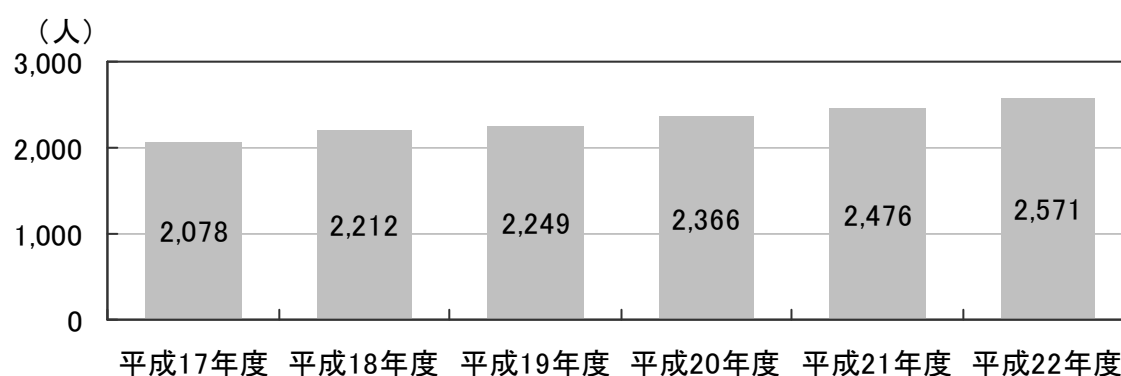
計画名	年度													
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
障害者基本計画		計画期間												
障害福祉計画		第1期計画			第2期計画			第3期計画						
健康よつかいどう21プラン			計画期間											
こどもプラン 後期計画						計画期間								
高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画 第5期計画								計画期間						
地域福祉計画								計画期間						
総合計画	基本構想													
	前期基本計画													
											後期基本計画			

## 第2章 四街道市の障害のある人を取り巻く現状

### 1 統計データなどからみる現状

#### (1) 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成22年度は2,571人で平成17年度の約1.2倍となっています。



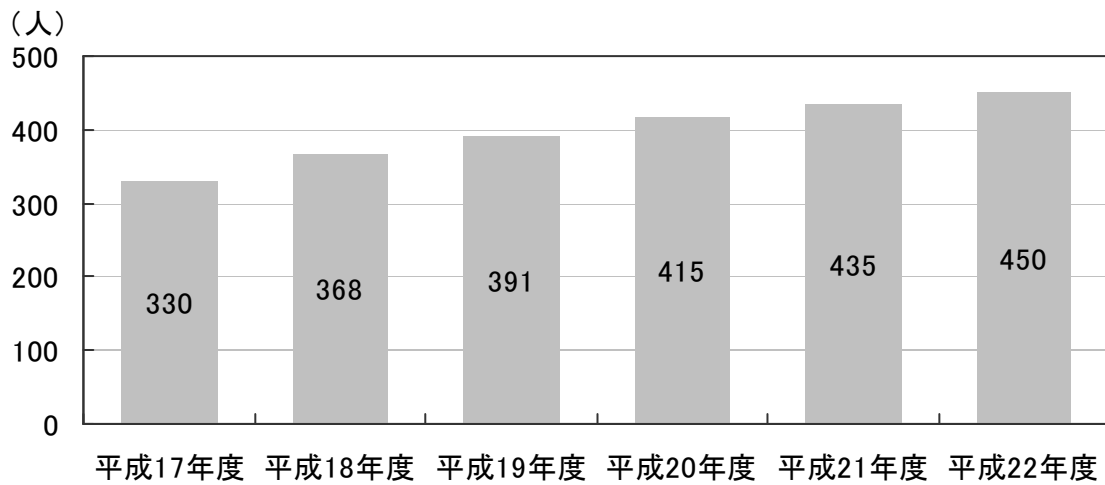
資料：四街道市（各年度末現在）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
<b>■等級別</b>						
1級	696	746	781	829	855	882
2級	334	361	359	380	390	403
3級	335	343	330	343	362	385
4級	466	493	505	535	580	606
5級	122	133	135	137	139	140
6級	125	136	139	142	150	155
<b>■年齢別</b>						
18歳未満	60	60	62	61	56	51
18歳以上	2,018	2,152	2,187	2,305	2,420	2,520
<b>■障害別</b>						
視覚障害	167	169	165	179	188	189
聴覚・平衡機能障害	163	179	181	183	195	198
音・言・そしやく機能障害	25	27	24	24	32	33
肢体不自由	1,139	1,222	1,251	1,313	1,351	1,404
内部障害	584	615	628	667	710	747

## 第1部 総論

### (2) 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者数は、平成22年度は450人で平成17年度の約1.4倍となっています。等級別にみると、重度者が半数弱を占めており、各等級で年々増加している状況です。

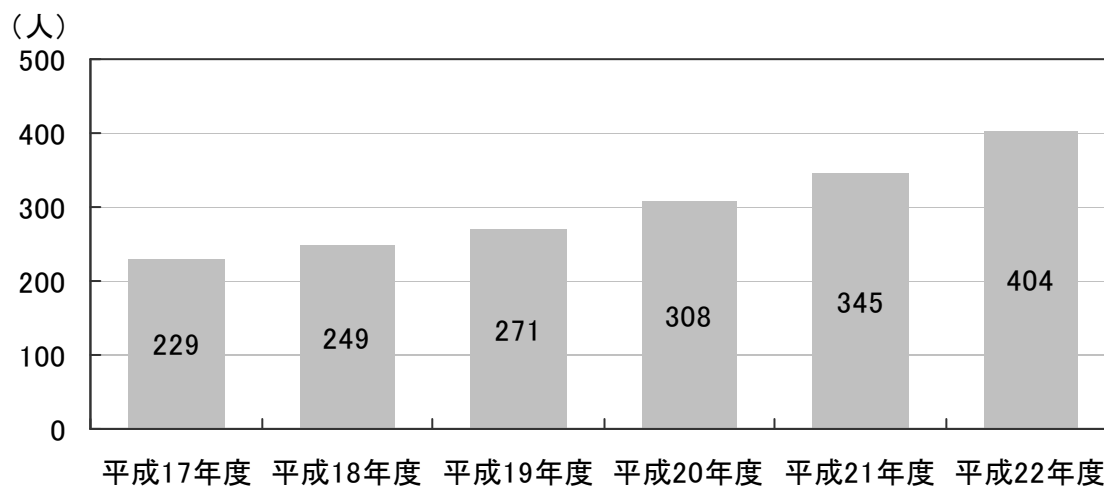


資料：四街道市（各年度末現在）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
<b>■等級別</b>						
重度 (A・Aの1・ Aの2)	165	178	183	189	197	205
中度 (Bの1)	64	78	81	84	92	92
軽度 (Bの2)	101	112	127	142	146	153
<b>■年齢別</b>						
18歳未満	88	106	117	132	132	125
18歳以上	242	262	274	283	303	325

### (3) 精神障害のある人の状況

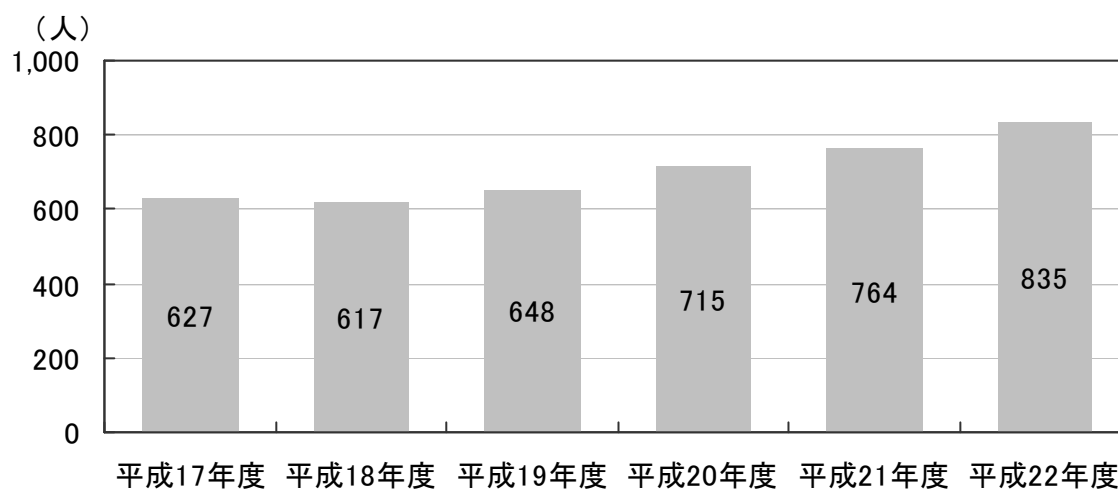
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成22年度は404人で平成17年度の約1.8倍となっています。等級別にみると、2級が半数以上を占めているものの、3級がこの6年で約2.8倍に増加しています。



資料：四街道市（各年度末現在）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
■等級別						
1級	47	53	54	66	62	59
2級	138	145	161	166	181	220
3級	44	51	56	76	102	125

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、平成22年度は835人で平成17年度の約1.3倍となっています。



資料：四街道市（各年度末現在）

## 第1部 総論

### (4) 障害のある児童・生徒の状況

四街道市の特別支援学級の在籍児童・生徒数は、平成23年5月1日現在で、小学校が90人（男子74人、女子16人）、中学校が34人（男子24人、女子10人）となっています。

また、すべての小中学校に特別支援学級が設置されており、平成23年5月1日現在の各学校の設置状況は以下のとおりです。

	学校名	障害種別		
		知	自情	言
小 学 校	四街道小学校	○	○	○
	旭 小学校	○		
	南 小学校	○		
	中 央小学校	○	○	
	大 日小学校	○	○	
	八木原小学校	○	○	
	四 和小学校	○	○	
	山 梨小学校	○	○	
	みそら小学校	○	○	
	栗 山小学校	○	○	
	和良比小学校	○	○	
	吉 岡小学校	○	○	

	学校名	障害種別		
		知	自情	言
中 学 校	四 街 道中学校	○	○	
	千 代 田中学校	○	○	
	旭 中 中学校		○	
	四街道西中学校	○	○	
	四街道北中学校	○	○	

知 : 知的障害特別支援学級

自情 : 自閉症・情緒障害特別支援学級

言 : 言語障害特別支援学級

資料 : 四街道市（平成23年5月1日現在）

**(参考) 障害のある人の雇用状況 (千葉県)**

千葉労働局の発表によれば、平成 22 年 6 月 1 日現在、障害者雇用率 (以下「法定雇用率」(1.8%) という。) が適用される民間企業 (常用労働者数 56 人以上の企業) 数は、1,594 社 (前年 1,603 社) で、そのうち雇用率達成企業は 787 社 (49.4%)、未達成企業は 807 社 (50.6%) です。全体の実雇用率は 1.60% で、前年より 0.07 ポイント上昇しています。

	(1)	(2)	(3)障害者の数				(4)	(5)	(6)
	企業数	法定雇用 障害者数 の算定 基礎とな る労働者 数	A 重度障害 者(1週間 の所定労 働時間が 30 時間以 上)	B A以外の 障害者	C 精神障害 者である 短時間労 働者の数	D(計) A×2+ B+C× 0.5	実雇用率 D÷(2) ×100	法定雇用 率達成企 業の数	法定雇用 率達成企 業の割合
一般の民間 企業	1,594 企業	376,379 人	1,489 人	2,984 人	89 人	6,006.5 人	1.60 %	787 企業	49.4 %
特殊法人等	3 法人	2,833 人	22 人	19 人	0 人	63.0 人	2.22 %	3 法人	100.0 %

- (注) 1 障害者数の計とは、身体障害者数、知的障害者数および精神障害者数の計であり、短時間勤務労働者以外の重度身体障害者および重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 2 A欄の「重度障害者(1週間の所定労働時間が30時間以上)」には短時間労働者の数は含まれていない。B欄の「A以外の障害者」には重度身体障害者および重度知的障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 3 特殊法人等とは、2.1%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

資料：千葉県労働局 (平成 22 年 6 月 1 日現在)

## 第1部 総論

### (5) 障害福祉サービスの状況

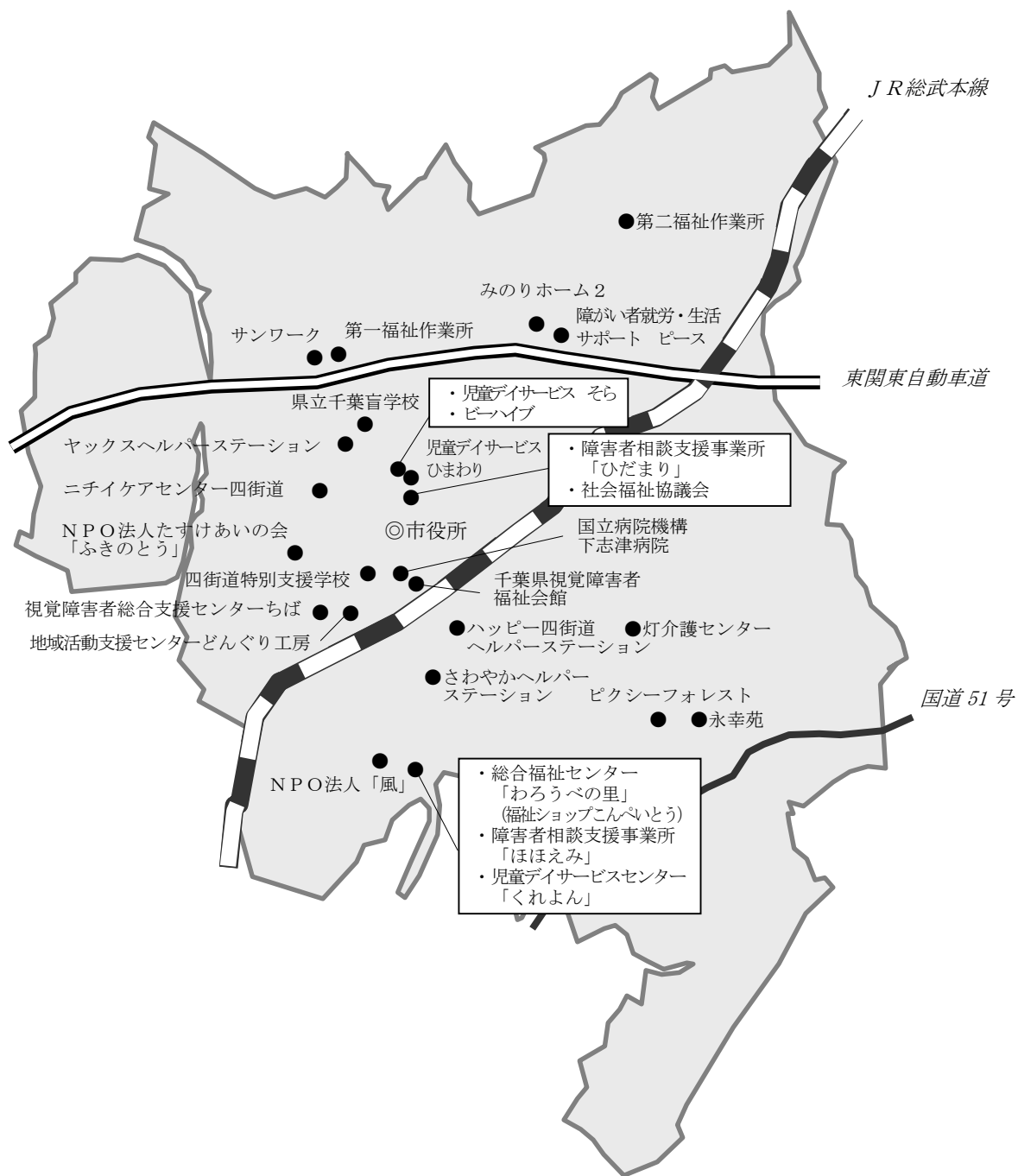
四街道市の障害福祉サービスの提供状況は以下のとおりです。

福祉サービス		平成21年度	平成22年度	平成23年度	単位	
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	56	62	80	実人/月	
		1,103	1,383	1,497	時間/月	
日中活動系	生活介護	123	134	145	実人/月	
		2,130	2,356	2,572	延人日/月	
	自立訓練(機能訓練)	1	2	2	実人/月	
		13	35	29	延人日/月	
	自立訓練(生活訓練)	1	2	2	実人/月	
		22	40	39	延人日/月	
	就労移行支援	13	21	33	実人/月	
		233	361	573	延人日/月	
	就労継続支援(A型)	0	0	2	実人/月	
		0	0	40	延人日/月	
	就労継続支援(B型)	4	7	14	実人/月	
		83	120	263	延人日/月	
	療養介護	2	4	3	実人/月	
		62	124	93	延人日/月	
	児童デイサービス	47	70	79	実人/月	
		217	384	478	延人日/月	
	短期入所	26	24	26	実人/月	
		218	286	251	延人日/月	
	旧体系	施設サービス(入所)	32	15	8	実人/月
829			452	246	延人日/月	
施設サービス(通所)		17	17	7	実人/月	
		303	328	137	延人日/月	
居住系	新体系	施設入所支援	45	51	59	実人/月
		共同生活介護 共同生活援助	28	32	38	実人/月
	旧	施設サービス(入所)	0	0	0	実人/月
指定相談支援	サービス利用計画作成	0	0	2	実人/月	

(注) 10月分のサービス量を基準としています。



(6) 市内の社会資源の状況



## 2 アンケート調査結果からみる現状

### (1) 調査の目的および設計・回収結果

#### ①調査目的

本調査は、障害者基本計画の見直しおよび第3期障害福祉計画を策定するにあたり、障害のある人の日常生活の状況や将来への希望、福祉サービスの利用状況、利用意向などに関するご意見やご要望などを把握し、計画策定の基礎資料として障害者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

#### ②調査設計および回収結果

調査地域：市内全域

調査対象者：市内在住の介護保険認定者を除く身体障害者手帳、療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳所持者

調査期間：平成23年5月12日～平成23年6月13日

調査方法：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族など）  
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

調査対象者数 (配布数)	回収数	有効回収数	回収率
2,262	1,570	1,567	69.3%

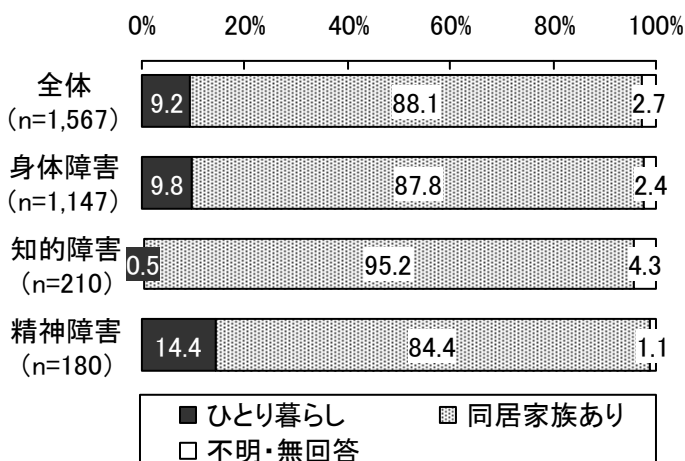
#### ③アンケート調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対するそれぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。また、複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

## (2) アンケート調査結果からみえる本市の特徴

### ①同居家族の状況

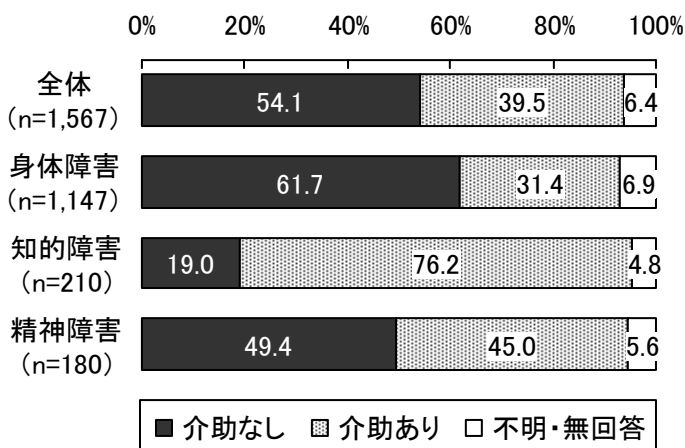
同居家族の状況については、「ひとり暮らし」が調査対象者全体および身体障害では1割程度であるのに対し、知的障害では1割に満たず、精神障害では1割を超えてやや高くなっています。



### ②介助の有無

介助の有無については、現在、介助者がいる割合は調査対象者全体で約4割となっています。

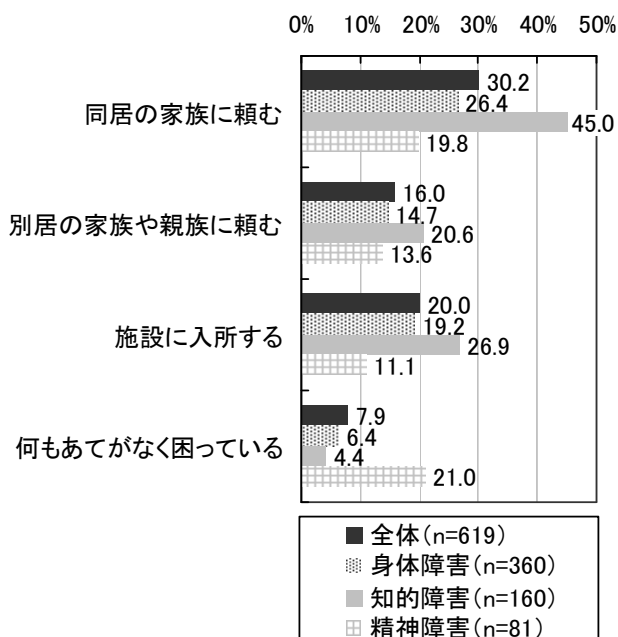
障害別では、「介助あり」が身体障害では約3割、知的障害では7割半ば、精神障害では4割半ばと、障害の特性によって違いがみられます。



### ③介助者が不在時の対応（上位抜粋）

介助者が不在時の対応については、調査対象者全体および身体障害、知的障害では「同居の家族に頼む」が最も多くなっています。

一方で、精神障害では「何もあてがなく困っている」が最も多くなっています。

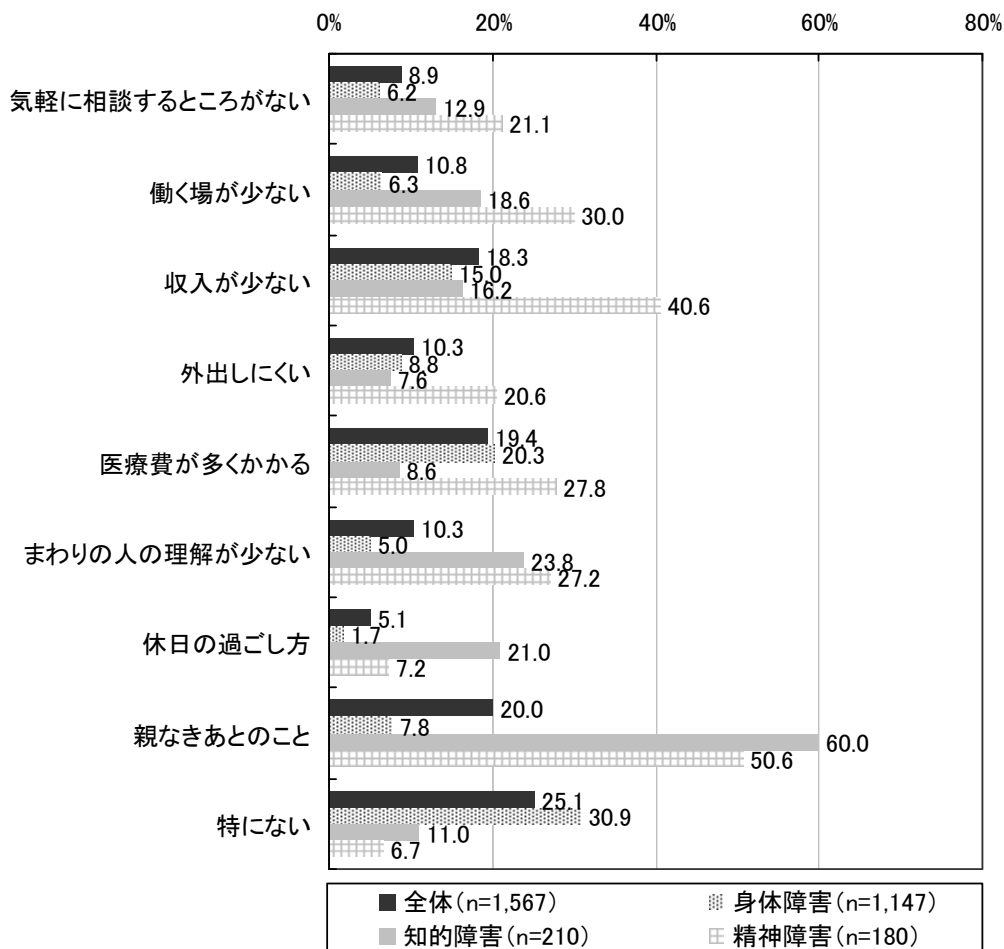


## 第1部 総論

### ④ふだんの生活で困っている・不安に思っていること（上位抜粋）

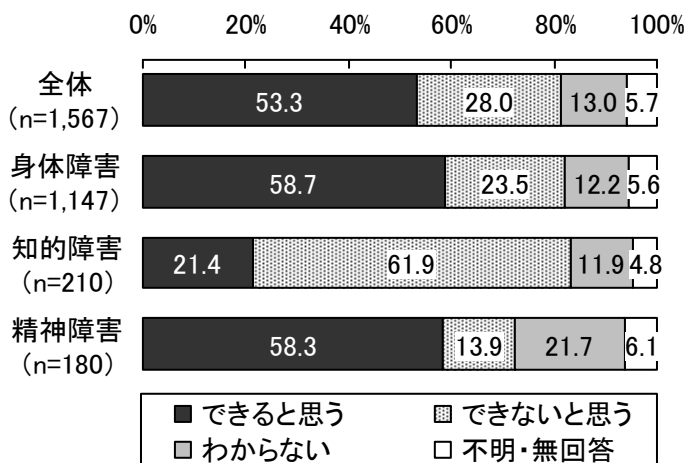
ふだんの生活で困っている・不安に思っていることについては、調査対象者全体および身体障害では「特にない」が最も多くなっています。

一方で、知的障害と精神障害では「親なきあとのこと」が半数以上を占めて多くなっています。また、精神障害では「働く場が少ない」「収入が少ない」「医療費が多くかかる」といった就労や経済的負担についての課題も3割弱から4割程度みられています。



### ⑤災害時にひとりで避難できるか

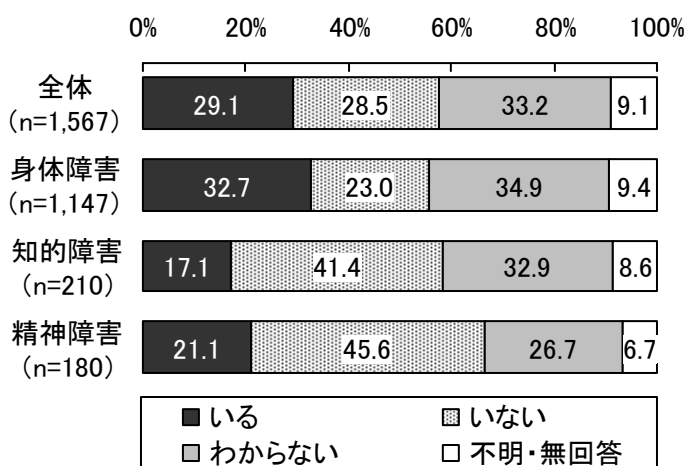
災害時にひとりで避難できるかについては、「できると思う」が調査対象者全体および身体障害、精神障害では半数を超えているのに対し、知的障害では「できないと思う」が6割を超えています。



### ⑥近所に助けてくれる人がいるか

近所に助けてくれる人がいるかについては、「わからない」が調査対象者全体および身体障害では3割強と最も多くなっています。

一方で、知的障害と精神障害では「いない」が4割を超えて多くなっています。

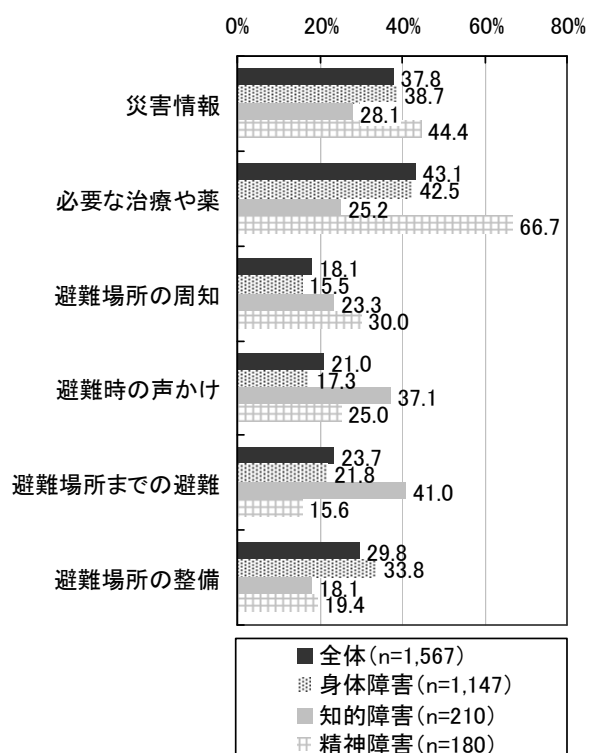


### ⑦災害時に支援して欲しいこと

#### (上位抜粋)

災害時に支援して欲しいことについては、調査対象者全体および身体障害、精神障害では「必要な治療や薬」が多くなっています。

知的障害では「避難場所までの避難」が最も多く、次いで「避難時の声かけ」が多く、避難する際の支援が求められていることがうかがえます。

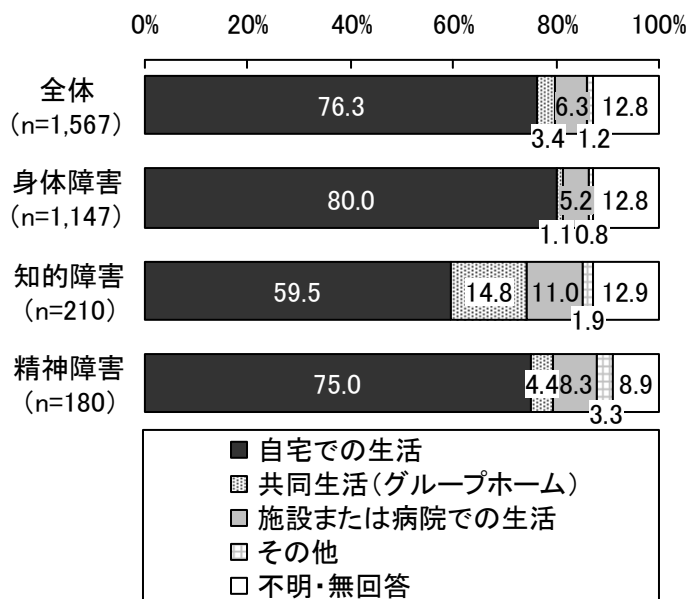


## 第1部 総論

### ⑧今後、希望する暮らし方

今後、希望する暮らし方については、「自宅での生活」が調査対象者全体および身体障害、精神障害では7割強から8割を占め最も多くなっています。

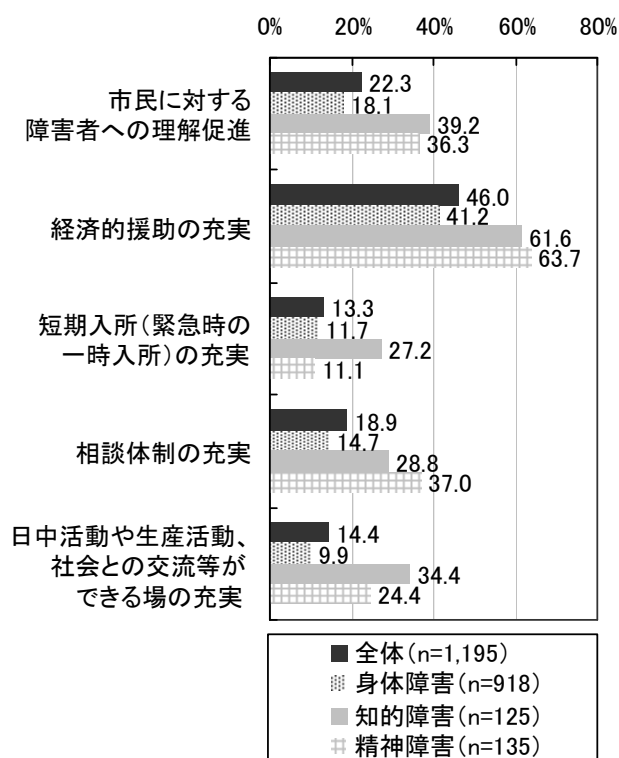
一方で、知的障害では「自宅での生活」が最も多くなっているものの、「共同生活（グループホーム）」や「施設または病院での生活」も1割以上と比較的が多くなっています。



### ⑨在宅での生活を続けるための条件 (上位抜粋)

在宅での生活を続けるための条件については、調査対象者全体およびすべての障害種別で「経済的援助の充実」が最も多く、特に知的障害と精神障害では6割を超えています。

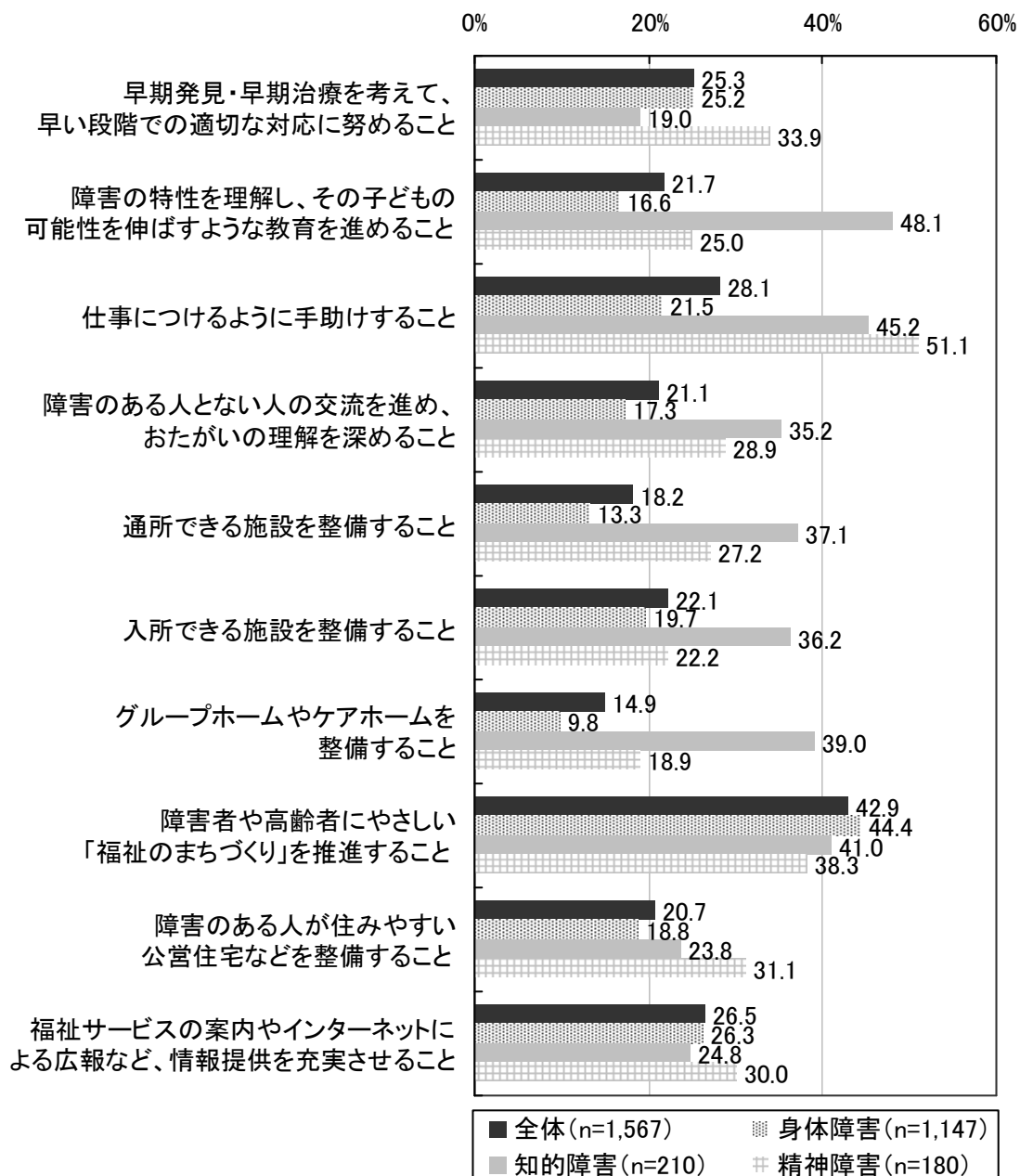
また、知的障害では「短期入所（緊急時の一時入所）の充実」や「日中活動や生産活動、社会との交流等ができる場の充実」、精神障害では「相談体制の充実」が、他の障害種別と比較して多くなっています。



⑩今後、市が充実すべき障害者施策（上位抜粋）

今後、市が充実すべき障害者施策については、調査対象者全体および身体障害で「障害者や高齢者にやさしい『福祉のまちづくり』を推進すること」が最も多くなっています。また、身体障害では「福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供を充実させること」も多くなっています。

一方で、知的障害では「障害の特性を理解し、その子どもの可能性を伸ばすような教育を進めること」、精神障害では「仕事につけるように手助けすること」が最も多く、障害の特性によって違いがみられます。



## 第3章 計画の基本的な考え方



### 1 基本理念

ノーマライゼーションとバリアフリーの理念を踏まえ、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての市民が互いの人間性を尊重しあい、障害のある人が住み慣れた地域で自立し、個人としての尊厳を持ち、いつまでも生きがいのある暮らしができるまちづくりを目指します。

また、保健・福祉・医療はもとより、教育や都市基盤、交通、環境などあらゆるサービス機関の有機的連携を図り、きめ細やかなサービスを提供するとともに、「四街道市地域福祉計画」の理念に基づき、地域社会における支え合いや個々のボランティア意識を醸成し、市民と行政がともに手を携えながら築く豊かな福祉都市を目指します。





## 2 重点目標

近年の障害のある人をめぐる状況を踏まえ、次の5項目を重点目標として設定し、障害者福祉の向上に向けて重点的に取り組みます。

### ①相談支援の充実

相談支援は、市窓口のほか、市内2か所の法人に相談支援事業所の設置を委託しており、個別に障害のある人や家族などからの相談に対応しています。その相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑化していることから、支援体制の充実に取り組みます。

- 身体、知的、精神それぞれの障害特性を考慮した支援を行います。
- 相談支援事業所と自立支援協議会をより連携させ、地域の相談支援ネットワークを強化します。

### ②障害のある人の就労支援

障害のある人の就労支援にはさまざまな障害者雇用に係る支援機関との連携が不可欠であり、自立支援協議会でも「就労部会」を設置し、就労に関する支援ネットワーク体制構築を進めます。

- 障害のある人が、一般就労するための支援ネットワークを構築し、就労につなげ、長期就労できるよう支援します。

### ③障害のある子どもへの支援

障害のある子どもの支援については、児童福祉法を基本とした身近な地域での支援充実に目指し、幼児期から成人に至るまで、一貫した相談支援体制の整備を図ります。

- 幼児期から子どもの発達段階に応じて関係機関が適切な支援を行えるような体制の整備を図ります。

### ④ともに生きる地域生活の実現

---

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むには、地域の理解と協力が不可欠です。市では、市民向けの障害に対する理解を深めるための啓発を行い、障害のある人の社会参加、生活支援の体制を整備します。

- 障害のある人が、地域で生活していくための支援体制を整備します。
- 障害のある人の権利を擁護し、差別されることのない体制を整備します。

### ⑤生活環境すべてにおけるバリアフリー化の推進

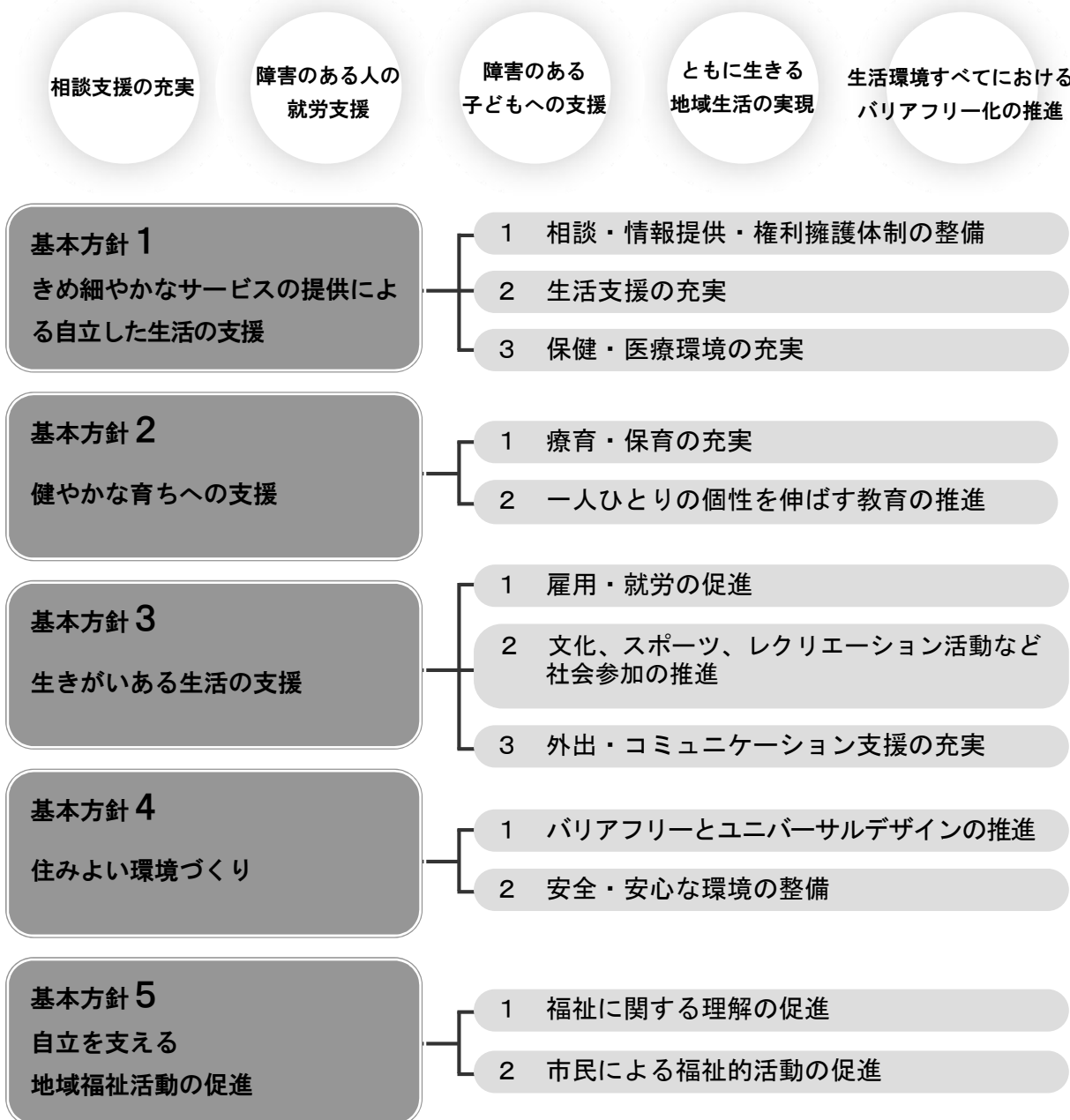
---

障害のある人が地域で生活、活動していくためには、道路の段差解消といったハード面だけでなく、情報を迅速かつ正確に伝えることも必要です。このことから、ハード面とともに情報のバリアフリー化も推進していきます。

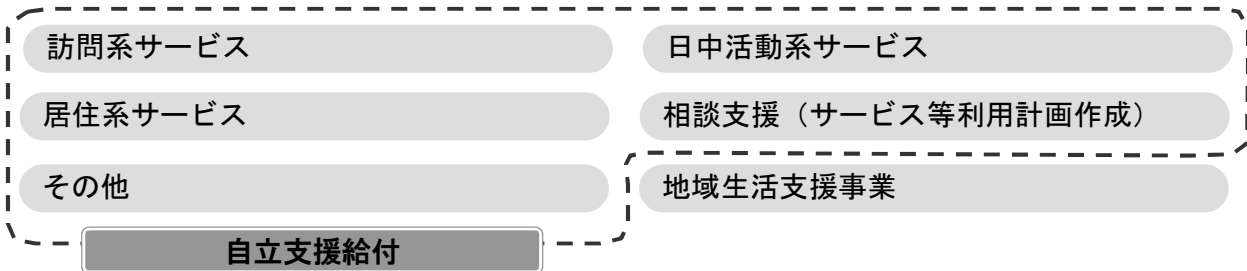
- 歩道の拡幅、点字ブロックの設置、道路の段差解消、障害者用トイレの設置など、ハード面におけるバリアフリー環境を整備します。
- 視覚・聴覚に障害のある人に正確に情報が伝わるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

### 3 施策体系

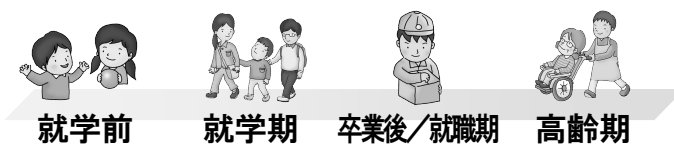
## 障害者基本計画



## 障害福祉計画



## 4 ライフステージ別施策一覧



	就学前	就学期	卒業後/就職期	高齢期
<b>基本方針1 きめ細やかなサービスの提供による自立した生活の支援</b>				
情報提供の充実	▶	▶	▶	▶
障害者ケアマネジメントの効果的な実施	▶	▶	▶	▶
日常生活自立支援事業の利用促進			▶	▶
虐待防止体制の整備	▶	▶	▶	▶
介助者への支援	▶	▶	▶	▶
障害者手帳によるサービスの拡充	▶	▶	▶	▶
グループホーム等の入居者への家賃補助導入	▶	▶	▶	▶
統合負担上限額管理の導入	▶	▶	▶	▶
家庭ごみの戸別収集			▶	▶
健診等の受診しやすい環境づくり	▶	▶	▶	▶
医療に関する情報提供の充実	▶	▶	▶	▶
訪問歯科診療の実施	▶	▶	▶	▶
精神保健対策の充実		▶	▶	▶
障害の原因となる疾病の予防			▶	▶
<b>基本方針2 健やかな育ちへの支援</b>				
早期発見・早期療育に向けた体制整備	▶	▶	▶	▶
保育所における受け入れの拡充	▶	▶	▶	▶
こどもルームにおける受け入れの拡充		▶	▶	▶
ことばの相談事業の充実	▶	▶	▶	▶
私立幼稚園心身障害児補助金及び私立幼稚園特別支援教育運営費補助金	▶	▶	▶	▶
特別支援学級の設置推進		▶	▶	▶
特別支援教育研修の推進		▶	▶	▶
特別支援教育の充実		▶	▶	▶
特別支援教育就学奨励費援助		▶	▶	▶
<b>基本方針3 生きがいある生活の支援</b>				
関係機関との連携による就労の支援			▶	▶
作業工賃増加への支援			▶	▶
生涯学習事業の利用促進		▶	▶	▶
スポーツ活動の促進	▶	▶	▶	▶
福祉ショップの運営に対する支援			▶	▶
福祉タクシー制度の実施	▶	▶	▶	▶
外出支援ボランティアの育成・確保			▶	▶
福祉カー貸出し事業の充実			▶	▶
福祉有償運送制度の充実			▶	▶
公共交通機関の利用料の減免			▶	▶
通所施設交通費の助成			▶	▶



就学前



就学期



卒業後/就職期



高齢期

基本方針4 住みよい環境づくり			
道路環境の整備	←		→
路上障害物の除去			←
公共施設のバリアフリー化の推進	←		→
バスのバリアフリー化の推進	←		→
住宅のバリアフリー化の推進			←
公共施設のユニバーサルデザイン化の推進	←		→
災害時要援護者対策の充実	←		→
消費者被害・トラブルの対応および防止			←
基本方針5 自立を支える地域福祉活動の促進			
障害に関する理解の促進	←		→
社会教育における福祉教育の推進		←	→
保育所における交流機会の拡充	←	→	
交流教育の充実	←	→	
福祉教育を支援する体制の整備		←	→
人権意識の啓発		←	→
ボランティア活動の充実		←	→
NPOに対する支援の充実		←	→
民生委員活動への支援	←		→
まちづくりへの参加促進	←		→
地域福祉施設整備事業	←		→



## 第2部 障害者基本計画

---

# 第1章 きめ細やかなサービスの提供による 自立した生活の支援



## 1 相談・情報提供・権利擁護体制の整備

### 現状と課題

- 障害のある人やその家族が地域で安心して暮らし、必要なサービスを選択・決定・利用しながら、自立と社会参加を実現していくためには、必要な情報が得られる体制の充実や身近な地域で相談ができ、適切な支援が受けられる相談体制の確立が重要です。
- アンケート調査結果によると、悩みや困ったことの相談相手について、「家族・親戚」が最も多く、知的障害では「福祉施設や作業所の職員」、精神障害では「医師」も多くなっています。また、福祉に関する情報の入手手段については、こうした相談相手に加え、市のホームページや市職員、知的障害では親の会・家族の会が大きな役割を果たしていることがうかがえます。
- 障害者自立支援法の改正により、相談支援体制のさらなる強化が求められる中、市や相談支援事業所などが行う相談支援事業と自立支援協議会の連携を図るとともに、必要な情報がわかりやすく確実に伝えられるよう、情報提供体制の充実に努めることで、福祉・保健・医療などの多様なサービスを総合的・一体的に提供できるようにする障害者ケアマネジメントの充実に努める必要があります。
- 平成23年に「障害者虐待防止法」が成立したことを踏まえ、障害のある人に対する虐待防止や早期対応をはじめ、十分な意思表示や自己決定が困難な障害のある人の人権や権利を擁護する体制の強化についても、取り組みを進めることが求められています。



具体的な施策

項目	事業内容							
① 情報提供の充実	<p>すべての手帳所持者が必要とするサービスを利用できるよう、障害福祉サービスや各種福祉制度について情報の提供に努めます。</p> <p>ガイドブック「ふくし」については、視覚障害者向けの音声コードを添付したり、市のホームページから入手可能にしたりするなど、すべての障害のある人にとって使いやすい冊子となるよう努めます。</p> <p>さらに、インターネットを活用し、各種情報提供の充実を図ります。</p> <p>また、各種事業の周知の際には、障害特性に配慮し、ファックス番号の記載や音声コードの添付を検討します。</p> <p>国の新制度や制度改正が頻繁に行われ、十分に周知されないことがあることから、的確かつ迅速な情報提供に努めます。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>就学前</th> <th>就学期</th> <th>卒業後／就職期</th> <th>高齢期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期	○	○	○
就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期					
○	○	○	○					
② 障害者ケアマネジメントの効果的な実施	<p>県の相談支援従事者研修を受講し、関係機関との連携のもと、障害のある人が地域の社会資源を適切に利用できるよう、障害のある人のケアマネジメントを実践しています。</p> <p>今後も、職員の研修受講を推進するとともに、研修を受講した職員の異動などにより実施体制が損なわれることのないよう、内部研修を充実し、効果的な障害者ケアマネジメントの充実を図ります。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>就学前</th> <th>就学期</th> <th>卒業後／就職期</th> <th>高齢期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期	○	○	○
就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期					
○	○	○	○					
③ 日常生活自立支援事業の利用促進	<p>在宅で日常生活を送る上で、十分な判断ができない人や、体が不自由な人を対象に、社会福祉協議会が窓口となり、生活支援員などが福祉サービスの利用援助などを行っており、行政はその活動を支援しています。</p> <p>問い合わせや利用件数が増え、援助する生活支援員の不足が懸念されているため、人材の育成を図るとともに、今後も引き続き広報などを活用した市民への周知・普及を進めます。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>就学前</th> <th>就学期</th> <th>卒業後／就職期</th> <th>高齢期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期			○
就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期					
		○	○					

## 第2部 障害者基本計画

項目	事業内容			
④ 虐待防止体制の整備  障害者支援課	障害者虐待防止法の成立に伴い、国や県との協調のもと、自立支援協議会との連携を図りながら、障害のある人の虐待防止に向けた体制の整備を進めます。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	○	○	○	○

以下の関連する施策の詳細・数値目標などについては、第3部の障害福祉計画「地域生活支援事業」で定めています。

- 相談支援事業（障害者相談支援事業所・自立支援協議会の運営・成年後見制度利用支援事業等）
- コミュニケーション支援事業

## 2 生活支援の充実

### 現状と課題

- 障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害のある人の介助・援助者の負担の軽減など家族などに対する支援も含め、さまざまなかたちでの日常生活上の支援を行うことが必要です。
- アンケート調査結果によると、若年者の多い知的障害では家事や外出、入浴などで介助を必要とする割合が高くなっています。また、介助者が困っていることとして、精神的な疲労が大きいと感じている人が多くなっています。
- 高齢化の進行などに伴い、手帳所持者数の増加や障害の長期化・複雑化が予想されます。そのような状況のもと、障害のある人本人やその介助・援助者が住み慣れた地域で自立した生活を継続し、生活の質を上げていくためには、在宅での自立した生活を支える在宅福祉サービスの確保と充実を促進するとともに、住まいや活動の場の確保など、地域における多様な生活のあり方を支援するサービスを提供することが求められています。

### 具体的な施策

項目	事業内容			
① 介助者への支援	障害のある人のみならず、家族、介助者への支援も行っています。			
	今後も、家族会、親の会などの総会、研修会を通して介助者への支援を図ります。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
障害者支援課	○	○	○	○
② 障害者手帳によるサービスの拡充	障害者手帳所持者は手帳の種類や程度によって、タクシーや有料道路などの割引、市内循環バス「ヨッピー」運賃の免除、国民保養センター鹿島荘利用料の免除、自転車駐輪場の優先登録・減免など、さまざまなサービスを受けることができます。			
	今後は、さらに市内の公的機関との連携を強化し、利用料の減免対象となる施設の拡充に努めます。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
障害者支援課	○	○	○	○

## 第2部 障害者基本計画

項目		事業内容			
③	グループホーム等の入居者への家賃補助導入  障害者支援課	<p>グループホームなどの入居者の経済的負担を軽減し、自立した生活を支援するため、入居者に対する家賃分の補助制度を導入しており、利用者は年々増加しています。</p> <p>今後も、国や県の動向を踏まえ、補助額や補助要件の適正化を図ります。</p>			
		就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
		○	○	○	○
④	統合負担上限額管理の導入  障害者支援課	<p>障害者自立支援法による障害福祉サービス・補装具・地域生活支援事業の利用に係る利用者負担について、負担上限額を一つに統合し、利用者負担の軽減に努めています。</p> <p>対象者は減少しているものの、今後も国や県の動向を踏まえ、適正化を図ります。</p>			
		就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
		○	○	○	○
⑤	家庭ごみの戸別収集  廃棄物対策課 クリーンセンター 障害者支援課	<p>高齢者や障害のある人のみの世帯のうち、集積所へのごみ出しが困難で、他に協力が得られない人を対象に、家庭ごみの戸別収集を実施しています。</p> <p>今後も継続した事業の実施を図ります。</p>			
		就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
				○	○

以下の関連する施策の詳細・数値目標などについては、第3部の障害福祉計画「障害福祉サービス」で定めています。

- 訪問系サービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス

以下の関連する施策の詳細・数値目標などについては、第3部の障害福祉計画「地域生活支援事業」で定めています。

- その他の事業（日中一時支援事業・訪問入浴サービス事業等）
- 日常生活用具給付等事業
- 地域活動支援センター

### 3 保健・医療環境の充実

#### 現状と課題

- 疾病や障害をできるだけ早期に発見し、必要な診療や相談・支援につなげていくことが、障害の予防・軽減を図る上で重要な課題の一つです。また、障害の発生時期や原因はさまざまであり、乳幼児期から成人期、高齢期などライフステージに応じた障害の発生予防と早期発見・支援対策が必要となります。
- アンケート調査結果によると、相談したいことについての自由記載の中で「病気・障害について」が全体の約3割、「医療・リハビリについて」が全体の1割半ばを占め、健康や障害の状況に直接関わりのある病気や医療についての関心が高くなっています。また、障害者団体との意見交換会においては、「医療・介護の連携体制を強化してほしい」という意見が挙げられています。
- 障害のある人などの健康の維持・増進のため、障害のある人などの利用に配慮した保健・医療サービスの提供はもちろん、二次障害の予防や障害のある人の社会復帰などに向け、適切な医療が受けられるよう地域医療との密接な連携を図ることが重要です。
- 近年では、著しい社会環境の変化とともにストレスが増大し、心の病気にかかる人が増加しています。そのため、市民全般に対する心の健康づくりにも取り組む必要があります。

#### 具体的な施策

項目	事業内容			
① 健診等の受診しやすい環境づくり	障害のある人が安心して健診などを受けられるよう、集団健診会場における必要な介助や相談を行うとともに、肺がん検診以外は個別検診を実施し、障害のある人が身近な医療機関で検診が受けられる体制づくりを進めています。 今後は、医師会や近隣の医療機関とのさらなる連携のもと、乳がん、子宮頸部がん検診の委託医療機関の拡大を目指します。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	健康増進課	○	○	○
② 医療に関する情報提供の充実	障害のある人が安心して医療が受けられるよう、医師会や歯科医師会など、関係団体の協力を得ながら情報提供を行っています。 今後も引き続き、的確かつ迅速な情報提供に努めます。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	健康増進課 障害者支援課	○	○	○

第2部 障害者基本計画

項目		事業内容			
③	<b>訪問歯科診療の実施</b>	<p>歯科医師会など関係機関・団体などと連携しながら、障害のある人を対象とした訪問歯科診療を行っています。</p> <p>今後も引き続き、対象者や需要の把握に努め、事業の実施を図ります。</p>			
	健康増進課	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
		○	○	○	○
④	<b>精神保健対策の充実</b>	<p>関係機関との連携のもと、健康相談、おやかカウンセリング、家庭訪問事業などを通じた心のケアを行っています。また、講演会やリーフレットの配布などを活用した心の健康についての啓発活動も進めています。</p> <p>さらに児童・生徒の心の健康対策として、中学校1年生への冊子の配布や、県主催の養護教諭研修会などへの参加の促進などを行っています。</p> <p>学校や職場、家庭など、場面ごとの心のケアについて、関係機関と連携しながら対策の検討を進め、今後ますます求められる心の健康と自殺予防対策についての各種施策を計画的に推進します。</p> <p>また、学校保健については、研修会などへの参加を通じ、中核である保健主事・養護教諭の資質向上を図るとともに、講演会などの機会を設けて各機関との連携の必要性を共有します。</p>			
	健康増進課 障害者支援課 学校教育課	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
			○	○	○
⑤	<b>障害の原因となる疾病の予防</b>	<p>障害の原因となる疾病を予防するため、講演会の開催や特定健康診査、各種がん検診などを行うとともに、市政だよりへの健康づくりに関するコラムの掲載や、保健推進員による地域でのミニ講座を実施しています。</p> <p>今後も事業の実施方法の改善を図りながら、事業の実施に努めます。</p>			
	健康増進課	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
				○	○

## 第2章 健やかな育ちへの支援



### 1 療育・保育の充実

#### 現状と課題

- 障害のある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育から一人ひとりの障害の状況に応じた保育を受けられるよう、教育・保健・医療・福祉などの関係機関との連携を進め、療育・保育体制の充実を図ることが求められています。
- 発達に課題のある子どもを持つ保護者への子育て支援についても重要な課題となっており、自立支援協議会との意見交換会においても、保護者向けの講座の開催や兄弟での預かりなどの家族支援、保護者が悩みを共有したり情報を交換できたりする場の提供についての期待が高まっています。
- 障害の内容が多様化・複雑化している中、発達障害の診断を受ける児童・生徒の増加もみられています。平成17年の発達障害者支援法の施行、平成22年の障害者自立支援法の改正による発達障害の対象としての明確化など、発達障害のある子どもへの支援が本格的に取り組まれるようになってきており、さらに子ども一人ひとりの特性やニーズに応じた適切な支援が一層必要になってきています。
- 障害のある子どもと、ない子どもが地域の中でともに育っていけるよう、幼少時からともに学び、ともに育つ環境づくりを進めることが大切です。

具体的な施策

項目	事業内容			
<p>① 早期発見・早期療育に向けた体制整備</p> <p>障害者支援課 健康増進課 こども保育課</p>	<p>幼児健康診査などの事後フォローとして、発達支援を要すると思われる子どもを対象に、平成20年度より児童デイサービスセンターとの共催事業を行うとともに、健診未受診者に対しては、家庭訪問などによる把握に努め、心身の発達や育児環境を確認し必要な支援を図っています。</p> <p>また、自立支援協議会の「療育・教育部会」において、乳幼児健診、児童発達支援、小中学校、特別支援学校などの関わり方について検討を進めています。</p> <p>発達障害のある幼児・児童・生徒の支援体制として、特別支援教育体制も整備されつつあるため、子どもの発達支援と保護者支援の視点を持ち、専門スタッフの充実や関係機関相互の連携体制の構築と課題の共有を図りながら、乳幼児支援も視野に入れたシステムづくりを目指します。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	○	○		
<p>② 保育所における受け入れの拡充</p> <p>こども保育課</p>	<p>県保育協議会などの障害児保育研修会へ参加し、保育所における障害のある子どもの受け入れ体制の充実を図っています。</p> <p>また、私立保育園に対しては、障害児保育費補助金の交付・充実を行い、障害のある子どもの受け入れを促しています。</p> <p>今後も引き続き、障害児保育に関する研修へ積極的に参加するとともに、私立保育園への補助を進めます。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	○			
<p>③ こどもルームにおける受け入れの拡充</p> <p>こども保育課</p>	<p>こどもルームにおいて障害のある子どもの受け入れを実施しており、指導員の配置による体制強化を進めています。</p> <p>今後、新たに整備するこどもルームについても、障害のある子どもの受け入れを推進するとともに、障害のある子どもの受け入れ枠について検討します。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
		○		



項目	事業内容			
<p>④ <b>ことばの相談事業の充実</b></p> <p>健康増進課</p>	<p>ことばの遅れやコミュニケーション・行動に心配のある幼児並びにその養育者に、個別相談を実施しています。また、各関連機関と連携し、家族支援を行っています。</p> <p>個別相談においては、初回相談の低年齢化、面接回数増加希望などがみられるとともに、ことばの発達に関する相談だけでは対応が難しい複雑なニーズのあるケースが増えている状況です。</p> <p>そのため、関連機関とのさらなる連携を図り、適切な支援に努めます。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	○	○		
<p>⑤ <b>私立幼稚園心身障害児補助金及び私立幼稚園特別支援教育運営費補助金</b></p> <p>こども保育課</p>	<p>幼稚園に通う心身障害のある児童の保護者に対して助成を実施するとともに、心身障害のある児童を受け入れている市内幼稚園に対しては、特別支援教育運営費を補助しています。</p> <p>障害のない子どもとともに幼稚園生活を送らせたいという保護者のニーズは高まっているため、適正な補助額などの検討を進めながら、事業を継続します。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	○			

## 2 一人ひとりの個性を伸ばす教育の推進

### 現状と課題

- 平成19年の学校教育法の一部改正に伴い、障害の程度などに応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、新たな教育支援体制のもとで障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へと、考え方が大きく変わってきています。
- アンケート調査結果によると、通園・通学をされていて困っていることについて、まわりの生徒や先生の理解・配慮が足りないと感じている人がみられています。また、今後障害者施策を進めていく上で市が充実すべきこととして、特に知的障害で「障害の特性を理解し、その子どもの可能性を伸ばすような教育を進める」ことへの要望が高くなっています。
- 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや発達段階に応じた適切な指導および支援が行える環境を整えるとともに、医療・保健・福祉・就労などの関係機関との連携を深め、就学前から小中学校、さらに学校卒業後まで一貫した支援を提供する体制づくりが求められています。

具体的な施策

項目		事業内容			
①	特別支援学級の設置 推進	<p>児童・生徒が身近な地域内で就学できる環境づくりを図るため、特別支援学級の設置を推進しています。</p> <p>今後も市内各小中学校との連携をとりながら、保護者などの希望を踏まえ、開設の準備を進めるとともに、特別支援教育への専門的な見識を持ち、特別な支援を要する児童・生徒へのより効果的な指導・支援ができる教員の拡充を図ります。</p>			
		就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	学校教育課		○		
②	特別支援教育研修の 推進	<p>小中学校における特別な支援を必要とする子どもたちの教育が適切に行えるよう、一般教員に対する研修の充実を図っています。また、市内小中学校・特別支援学校などの特別支援教育担当者が集まる特別支援教育連絡会議を開催し、市内の連携体制の強化を進めています。</p> <p>今後は、研修内容をより実践的なものにするとともに、さまざまな校種の教職員が情報を交換することで、市内の教職員のネットワークをさらに実行性のあるものにし、特別支援教育の推進に努めます。</p>			
		就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	学校教育課		○		
③	特別支援教育の充実	<p>特別支援学級において、児童・生徒の実態に応じた効果的な指導や援助を充実するとともに、専門家による学校訪問や助言を行うなど、校内支援体制の整備に努めています。</p> <p>今後は、リーフレットなどにより、保護者への特別支援教育の内容に対するより一層の理解・啓発を図り、ニーズにあった相談支援機関を選択・利用できるよう進めます。また、適切な時期に児童・生徒一人ひとりに支援できるよう努めます。</p>			
		就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	学校教育課		○		
④	特別支援教育就学奨励費援助	<p>小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対して、学用品費、給食費などの一部を収入に応じて援助しています。</p> <p>今後も対象者の的確な把握、奨励費の適正な決定に努め、事業の実施を図ります。</p>			
		就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	学校教育課		○		

## 第3章 生きがいある生活の支援



### 1 雇用・就労の促進

#### 現状と課題

- 就労は、自立生活を営むための手段であるとともに、社会参加、社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにつながることから、障害のある人が地域で自立して生活していく上で、就労の場の確保は非常に重要となります。
- アンケート調査結果によると、仕事をする上での不安や不満について、知的障害や精神障害では「収入が少ない」や「職場での人間関係が難しい」という意見が多くなっています。また、自立支援協議会との意見交換会においても、事業所に対する啓発や働きかけへの要望が高まっています。
- 障害のある人の雇用の促進等に関する法律の一部が改正されるなど、障害者雇用に係る法制度の整備が進み、今後ますます就労を希望する障害のある人の増加が予測されます。そのため、関係機関との連携をとりながら、さらなる支援体制の強化が重要になります。
- 障害のある人の自立と社会参加を促進させていく中、自分らしく生活が送れるよう、所得を得るための働く場の確保といった就労支援だけでなく、日中活動として働く場を確保するなど、障害の程度や状況に応じた働く場の確保といった観点からも就労支援をしていく必要があります。

## 具体的な施策

項目	事業内容			
① 関係機関との連携による就労の支援  障害者支援課 産業振興課	<p>障害のある人の就労支援にはさまざまな支援機関との連携が不可欠であり、自立支援協議会の就労部会が企業側への働きかけや理解促進に向けた活動を行っています。</p> <p>今後も就労に関する市内ネットワークづくりを図るため検討を進めます。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
			○	
② 作業工賃増加への支援  障害者支援課	<p>各施設の個性を活かし、障害のある人の作業意欲を高め、工賃増加につながるような事業が展開できるよう支援するとともに、地方公共団体の障害者支援施設などとの随意契約について、物品の購入に加え、新たに役務の提供が加えられたことから、市が発注する業務については、障害者支援施設などに積極的に発注するよう検討します。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
			○	

以下の関連する施策の詳細・数値目標などについては、第3部の障害福祉計画「障害福祉サービス」で定めています。

○ 日中活動系サービス（就労継続支援B型（非雇用型））

# 2 文化、スポーツ、レクリエーション活動など社会参加の推進

### 現状と課題

- 障害のある人が自らの関心のある活動に積極的に参加し、多くの人たちとの交流やふれあいなどを通じて自己実現が図れるよう、生涯学習や文化活動、スポーツ、レクリエーション活動、さらには日中活動の場の確保に努め、障害のある人の社会参加を促進することが求められています。
- アンケート調査結果によると、地域活動や社会参加の経験の有無について、参加していないと回答している人が多くなっています。一方で、今後の参加意向については、「友人や仲間との交流」「趣味・教養などの文化・芸術活動」が比較的高くなっており、そのためには「人びとの障害に対する理解」や「参加しやすい機会の拡充」が望まれています。
- 障害のある人にとって、生涯学習や文化活動、スポーツ、レクリエーション活動などへ参加することや、それらの活動を通じ障害のある人とない人との交流を促進することは、健康の保持・増進やうらおいのある生活、生きがいくりにつながります。そのため、そうした活動を支える人材の育成や情報提供など、参加しやすい環境づくりが必要となります。

## 具体的な施策

項目	事業内容			
① 生涯学習事業の利用促進	<p>「生涯学習まちづくり出前講座」、「生涯学習生きがいきづくりアシスト事業」など生涯学習推進事業に対し、情報紙まなびいガイドブックなどによる周知を行い、利用促進を図ります。</p> <p>今後も、生涯学習に関する幅広い情報提供や啓発活動を充実し、多様な障害のある人の参加を促すことで、障害のある人の生きがいきづくりや健康な生活への支援に努めます。</p>			
	社会教育課	就学前	就学期	卒業後／就職期
		○	○	○
② スポーツ活動の促進	<p>ガス灯ロードレース大会など障害のある人が参加しやすい事業を展開するとともに、総合型地域スポーツクラブ「四街道SSC」においては、誰もが参加できるように多種目のプログラムが提供されています。</p> <p>今後も引き続き、誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、スポーツ・レクリエーションに関する情報提供の充実を図ります。</p>			
	スポーツ振興課 障害者支援課	就学前	就学期	卒業後／就職期
		○	○	○
③ 福祉ショップの運営に対する支援	<p>南部総合福祉センターの開所以来、自主的に福祉ショップを運営する団体に対して、場所の提供や運営についての支援を行い、市民との交流を通じた社会参加の場所として活動できるよう支援しています。</p> <p>継続して事業を運営するためのボランティアの確保と育成が課題となっています。</p> <p>今後も引き続き障害のある人の社会参加の場の確保を支援するとともに、ボランティアの確保に向けた支援を図ります。</p>			
	障害者支援課	就学前	就学期	卒業後／就職期
			○	○

### 3 外出・コミュニケーション支援の充実

#### 現状と課題

- 障害のある人の自立支援と積極的な社会参加を促進するためには、いつでも、どこへでも安全かつ自由に移動できる環境づくりや、意思疎通を支援する手段の確保が重要となります。
- アンケート調査結果によると、外出の際に困っていることとして、知的障害や精神障害では「他人との会話が難しい」と感じている人が多くなっています。また、自立支援協議会や障害者団体との意見交換会では、利用しやすい移動支援の充実や手話通訳者の体制強化についての意見が挙げられています。
- 障害のある人が活動範囲を広げ、多くの人とふれあい、交流ができるよう、関係機関との連携を図りながら、外出や移動を支援する各種サービスの充実やコミュニケーションの円滑化を積極的に進める必要があります。

#### 具体的な施策

項目		事業内容			
① 福祉タクシー制度の実施	障害者支援課	重度心身障害のある人が市と契約したタクシーを利用した場合に、乗車料金の一部を助成しています。 今後も、他市町村の状況の把握に努め、事業を実施します。			
		就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
		○	○	○	○
② 外出支援ボランティアの育成・確保	社会福祉課	運転ボランティア養成講座を開催し、運転ボランティアの育成・確保を進めています。 運転依頼は増加傾向にあるため、需要に対応できるよう、年間を通して講座を周知するとともに、講座の内容を工夫することで新規ボランティアの確保に努めます。			
		就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
				○	○
③ 福祉カー貸出し事業の充実	障害者支援課	社会福祉協議会に業務委託し、リフト付きワゴン車の貸出しを行っています。 需要増加に対応するため、車両の確保に努めるとともに、車両維持など安全管理に努めます。			
		就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
				○	○



項目	事業内容			
④ 福祉有償運送制度の充実  社会福祉課	<p>移動制約者の移動手段の確保を図るため、登録事業者4事業者により福祉有償運送制度を推進しています。</p> <p>今後も福祉有償運送制度による移動手段の確保を図るとともに、広報や公共施設などにおいて、福祉有償運送制度について周知し、利用者の拡大に努めます。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
			○	○
⑤ 公共交通機関の利用料の減免  障害者支援課	<p>鉄道やバス、タクシーなどの利用については、障害者手帳の種類や程度によって、その料金の一部助成の制度があります。</p> <p>今後も、他市町村の状況の把握に努め、事業の実施を図ります。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
			○	○
⑥ 通所施設交通費の助成  障害者支援課	<p>障害者通所施設に通う、障害のある人およびその介助者などに対し、一定の要件を満たした場合に、その交通費の一部を助成しています。また、無料の送迎バスを運行する通所施設への助成を行っています。</p> <p>今後も、他市町村の状況の把握に努め、事業の実施を図ります。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
			○	○

以下の関連する施策の詳細・数値目標などについては、第3部の障害福祉計画「地域生活支援事業」で定めています。

- コミュニケーション支援事業
- 移動支援事業

## 第4章 住みよい環境づくり



### 1 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

#### 現状と課題

- 平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されたことなどを背景に、障害のある人のみならず誰もが利用しやすいよう、建築物・道路・交通などの生活環境の整備が、人にやさしいまちづくりを進めていく上での課題となっています。
- 自立支援協議会や障害者団体との意見交換会においては、バリアフリーマップの作成や障害のある人自身の意見を取り入れたバリアフリー化などが要望されており、バリアフリー施設・設備に関する情報提供や障害のある人に配慮したバリアフリー化が十分にはなされていないことがうかがえます。
- 公共施設のバリアフリー化のみならず、生活の基礎となる快適な住まいの場の確保も求められており、公的住宅などのバリアフリー化についても検討を図る必要があります。
- まちづくりの考え方として、年齢、身体の状態、性別などに関係なく、誰にとってもやさしいまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方が普及しつつあります。そのため、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりをさらに推進することが求められています。

## 具体的な施策

項目	事業内容			
① 道路環境の整備 道路管理課 都市整備課 道路整備課	道路の整備や維持管理について計画的に行い、障害のある人の気軽で安全な外出を支援します。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	○	○	○	○
② 路上障害物の除去  道路管理課 クリーンセンター	<p>放置自転車やごみ集積所におけるごみのはみ出しなど、路上の障害物を除去するため、広報などにより市民の理解とマナーの向上を図っています。放置自転車については、駅前における指導および移動作業を行っています。</p> <p>今後も引き続き、広報などを活用した市民への啓発活動や改善指導を図ります。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
			○	○
③ 公共施設のバリアフリー化の推進  関係各課	<p>既存の公共施設については、障害者用トイレの設置や受付窓口のローカウンター化、点字ブロックや車いす対応型スロープの設置などを行い、バリアフリー化を進めています。</p> <p>しかし、障害者用トイレへのオストメイト用設備や、視覚障害のある人・聴覚障害のある人などに配慮した設備の設置には至っていない施設も多いため、利用者の意見や事業の優先順位などを踏まえ、一層の改善に努めます。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	○	○	○	○
④ バスのバリアフリー化の推進  政策推進課	<p>民間のバス会社に対し、ノンステップバスまたはワンステップバスの導入を促進しています。</p> <p>各事業者とも、順次バリアフリー対応車両への切り替えを行っており、今後すべての車両がノンステップバスあるいはワンステップバスになる予定です。</p> <p>市内循環バス「ヨッピー」についても、車両更新の際に改善を図ります。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 第2部 障害者基本計画

項目	事業内容			
⑤ 住宅のバリアフリー化の推進  障害者支援課	各種パンフレットなどを活用し、住宅改修に関する情報提供の強化を図るとともに、バリアフリー住宅への改修の補助を行います。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
			○	○
⑥ 公共施設のユニバーサルデザイン化の推進  障害者支援課	公共施設などの整備にあたっては、庁舎内におけるわかりやすい看板の設置や市ホームページにおける音声読み上げ、文字拡大など、すべての人にとって使いやすくなるよう、ユニバーサルデザインの導入を進めています。  今後も施設改修などに際し、ユニバーサルデザインを取り入れていくよう、関係機関への働きかけに努めます。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	○	○	○	○

## 2 安全・安心な環境の整備

### 現状と課題

- 障害のある人が安心して地域生活を送るためには、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策、犯罪や事故に巻き込まれないような防犯対策を積極的に推進することが必要不可欠です。
- 平成23年の東日本大震災の発生により、安全・安心に対する意識が高まりをみせており、アンケート調査や自立支援協議会、障害者団体との意見交換会においても、福祉避難所の整備や災害情報の提供など、特に防災や被災時の支援についての要望が多く挙げられています。これらの意見は、障害の状況や特性によって多岐に渡っており、きめ細やかな支援が求められていることがうかがえます。
- 近年、障害のある人や高齢者などが被害者となる犯罪が全国的に増加しています。そのため、被害の未然防止のための情報提供や相談支援をはじめ、地域における防犯活動などに取り組む必要があります。
- 障害のある人のさまざまな側面における暮らしの安全が守られるよう、市民や関係機関との連携を図りながら、今後も継続した取り組みの推進が求められています。

具体的な施策

項目	事業内容			
<p>① 災害時要援護者対策の充実</p> <p>自治防災課 関係各課</p>	<p>災害の際に犠牲者となりやすい高齢者や障害のある人などのいわゆる災害時要援護者に対し、地域と連携し発災時に迅速な対応がとれるよう支援体制の整備を進めています。</p> <p>「災害時要援護者支援全体計画」を策定し、災害時要援護者の名簿の作成方法や個人情報の収集方法、個人情報の共有方法などについて定めています。</p> <p>今後は災害時要援護者支援全体計画に基づき、住民による「手上げ方式」や、自治会などの協力による「同意方式」により災害時要援護者名簿を整備します。さらに個人の避難誘導支援の方向性などについてまとめた「災害時要援護者支援指針」を策定します。</p> <p>また、災害時における情報の伝達方法や、福祉避難所の設置についても検討します。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
	○	○	○	○
<p>② 消費者被害・トラブルの対応および防止</p> <p>産業振興課</p>	<p>悪質商法の実例などを紹介する講座の開催やミニ通信などの自治会回覧を行い、トラブルの未然防止を図っています。また、消費者被害・トラブルに遭った人の相談や苦情受付を実施しています。さらに、消費生活センターを「安全安心ステーション」に隣接させ、より安全で安心できる相談体制を構築しています。</p> <p>今後も引き続き、消費者被害・トラブル対策の周知を進めるとともに、より安全で安心した相談体制の充実に努めます。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
			○	○

## 第5章 自立を支える地域福祉活動の促進



### 1 福祉に関する理解の促進

#### 現状と課題

- 障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が、国の障害者基本計画においても基本的な方針として掲げられており、そのためには、障害や障害のある人に対する理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させることが重要となります。
- アンケート調査結果によると、在宅生活を続けるための条件として、特に知的障害や精神障害では「市民に対する障害者への理解促進」が多くなっているほか、現在の生活で困っていることについても「まわりの人の理解が少ない」と感じている人が多く、外見から障害がわかりにくい知的障害や精神障害のある人が、周囲の理解を求める傾向がうかがえます。
- ともに生きる社会を実現する上で、障害や障害のある人についての正しい理解や認識を深められるよう、子どもの頃から福祉意識・人権意識を育む教育の充実や交流機会の提供を図るとともに、さまざまな機会を通じ、地域住民に対して、広報・啓発を進める必要があります。

具体的な施策

項目	事業内容			
① 障害に関する理解の促進	<p>障害や障害のある人に対する市民の理解を深めるため、障害者週間（12月3日から12月9日まで）に合わせて、市政だよりにより障害者サービスなどについて掲載するなどの取り組みを実施しています。</p> <p>今後も、関係機関との連携のもと、心のバリアフリーを実現するための支援や啓発の機会のより一層の充実に努めます。</p>			
	障害者支援課	就学前 ○	就学期 ○	卒業後／就職期 ○
② 社会教育における福祉教育の推進	<p>市民の福祉意識を醸成するため、講演会の開催や家庭教育事業を実施しています。</p> <p>今後も、福祉部門とのさらなる連携を図り、各講座・事業において、福祉教育（人権教育）を意識した企画を心掛けることで、より多くの対象者に学習の場を提供します。</p>			
	社会教育課		○	○
③ 保育所における交流機会の拡充	<p>各保育所（園）において、盲学校生徒の実習生の受け入れや盲学校や特別支援学校の生徒との交流活動を行っています。また、地域の子どもたちとの交流の場として、地域子育て支援事業を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、各保育所（園）における交流機会の充実に努めます。</p>			
	こども保育課	○	○	
④ 交流教育の充実	<p>市内小中学校では、一人ひとりのニーズに応じた教育課程において、交流および共同学習が推進されているとともに、特別支援学校と市内小中学校との居住地校交流も進められています。</p> <p>今後も引き続き、特別支援学校と市内小中学校との居住地校交流についてのさらなる周知・普及を図り、交流教育の推進に努めます。</p>			
	学校教育課	○	○	



項目		事業内容			
⑤	福祉教育を支援する体制の整備	<p>市内の各小中学校と社会福祉協議会で、総合学習の時間を活用した福祉教育指導などの連携体制を整備しています。</p> <p>千代田中学校地区が小中高をパッケージとした福祉教育の指定を県から受けたことにより、指定校同士の連携が必要不可欠となっているため、連絡会の設置を進め、さらなる連携の拡大を目指します。</p>			
		学校教育課 社会福祉課	就学前	就学期	卒業後／就職期
			○		
⑥	人権意識の啓発	<p>市民一人ひとりに互いの人権を尊重する意識を育てるため、千葉県では、平成19年から「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を施行し、同条例に基づく、広域専門指導員を各圏域に配置しています。</p> <p>また、本市には身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域相談員が配置され、広域専門指導員と連携して活動を展開しています。</p> <p>今後も引き続き、関係機関や専門職員との連携のもと、人権意識の啓発を図ります。</p>			
		障害者支援課	就学前	就学期	卒業後／就職期
			○	○	○

## 2 市民による福祉的活動の促進

### 現状と課題

- 障害のある人の心豊かで自立した地域生活を支援するためには、公的なサービスによる支援をより一層充実することはもちろん、障害のある人の多様なニーズにも対応できるよう、地域でのきめ細やかな支援体制を整備し、地域住民などによるインフォーマルなサービスを広げていくことが必要です。
- 平成21年に実施した地域福祉計画策定に係る一般市民を対象にしたアンケート調査結果によると、福祉に対する考え方として「行政と住民が協力して行うもの」と考える人が半数以上を占めており、地域で取り組みたい課題としても「障害のある人への支援」が挙げられています。しかし、地域で障害者支援に関する活動をしている人は少なく、実際の活動には結びついていない状況がうかがえます。
- 地域住民による多様な福祉活動やボランティア活動などは、障害者福祉のみならず、市全体の福祉向上に寄与します。そのため、NPO・ボランティア団体についての情報提供や活動団体の育成・支援、市民が参加しやすい環境づくりに取り組むことが重要になります。

### 具体的な施策

項目	事業内容			
① ボランティア活動の充実	<p>本市では社会福祉協議会が、ボランティアセンターの運営を行っており、行政はその活動を支援しています。</p> <p>今後も引き続き、市民のニーズを踏まえた各種ボランティア養成講座を周知し、多様なボランティアの育成・支援を図ります。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
社会福祉課		○	○	○
② NPOに対する支援の充実	<p>NPOなどの活動を支援するため、市民活動情報サイトの情報提供の充実や、「みんなで地域づくりセンター」における、地域づくりを担う主体への働きかけによる、地域課題の解決に向けた取り組みなどを行っています。</p> <p>今後も引き続き、地域活動を担う主体の育成や、市民活動情報サイトの充実を図り、NPOなどの地域づくり活動の支援を進めます。</p>			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
政策推進課		○	○	○

項目	事業内容			
③ 民生委員活動への支援  社会福祉課	民生委員は、地域における日常の相談や助言活動、関係機関とのパイプ役として、地域に根ざした活動を行っており、障害のある人や高齢者などの状況を確認し、平常時や緊急時の安否確認を行うなど、地域の見守り活動を行っています。 誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、今後も継続して民生委員活動を支援していきます。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
④ まちづくりへの参加促進  政策推進課	市民が行政活動に参加するための基本的な事項を定める市民参加条例により、障害のある人を含めた市民が参加しやすい環境を整えています。 また、「みんなで地域づくりセンター」における地域課題の解決を図る取り組みを通して、市民の地域づくりへの参加を促進しています。 今後も引き続き、市民・職員に対して、市民参加手続制度のさらなる周知・普及を進めるとともに、市民が主体的に地域づくりに参加する取り組みを支援します。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期
⑤ 地域福祉施設整備事業  社会福祉課	地域福祉活動の拠点として、小中学校の余裕教室などを活用した地域福祉施設の整備を行っています。 中学校地区ごとに1箇所の設置を目標としていますが、現在は千代田中学校地区のみの整備となっているため、拠点となる場所の確保や、立地条件などの協議を図りながら、地域福祉施設のさらなる整備を進めます。			
	就学前	就学期	卒業後／就職期	高齢期



## 第3部 障害福祉計画

---

## 第1章 平成26年度までに達成を目指す目標



第3期障害福祉計画では、第1期、第2期から引き続き、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成26年度を最終目標年度として設定することとされています。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の考え方】

- ・平成26年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定にあたっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。
- ・平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、1割以上削減することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

	数値	考え方
平成17年10月1日時点の入所者数(A)	75人	○平成17年10月1日の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	70人	○平成26年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込(A-B)	5人 6.6%	○差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	5人	○施設入所からグループホーム・ケアホームなどへ移行する者の数

## 2 福祉施設利用者の一般就労への移行

### 【国の考え方】

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。
- 目標の設定にあたっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	2人	○平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
<b>【目標値】</b> 目標年度の一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	○平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

## 3 就労移行支援事業の利用者数

### 【国の考え方】

- 平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

	数値	考え方
平成26年度末の福祉施設利用者数	434人	○平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
<b>【目標値】</b> 目標年度の就労移行支援事業利用者数	50人 (11.5%)	○平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

## 4 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

**【国の考え方】**

- ・平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

	数値	考え方
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業 利用者数(A)	3人	○平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業 利用者数	32人	○平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
平成26年度末の 就労継続支援(A型+B型)事業 利用者(B)	35人	○平成26年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
<b>【目標値】</b> 目標年度の就労継続支援(A型)事業 利用者の割合(A)／(B)	8.6%	○平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合



## 第2章 障害福祉サービスの必要量の見込み



### 1 訪問系サービス

#### (1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事などの介護並びに調理、洗濯、掃除などの家事および生活に関する相談その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

#### (3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人などに対し、移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、外出先において必要な移動の援護、排せつ・食事などの介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

#### (4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかんなどの重度の知的障害のある人・子どもまたは統合失調症などの重度の精神障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊などの行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

#### (5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

### 第3部 障害福祉計画

#### ■サービス実績

		21年度	22年度	23年度
居宅介護	利用実人数／月	55	54	68
	時間分／月	753	657	1,067
重度訪問介護	利用実人数／月	1	3	1
	時間分／月	35	529	22
同行援護	利用実人数／月	-	-	8
	時間分／月	-	-	156
行動援護	利用実人数／月	14	16	19
	時間分／月	315	197	252
重度障害者等包括支援	利用実人数／月	0	0	0
	時間分／月	0	0	0

※各年度10月利用分

#### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
居宅介護	利用実人数／月	72	77	81
	時間分／月	1,120	1,180	1,240
重度訪問介護	利用実人数／月	2	2	3
	時間分／月	25	30	35
同行援護	利用実人数／月	9	11	12
	時間分／月	165	170	180
行動援護	利用実人数／月	20	21	22
	時間分／月	265	280	290
重度障害者等包括支援	利用実人数／月	0	1	1
	時間分／月	0	50	50

※各年度10月利用分

## 2 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### ■サービス実績

		21年度	22年度	23年度
生活介護	利用実人数／月	123	134	145
	利用延人日／月	2,130	2,356	2,572

※各年度10月利用分

#### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
生活介護	利用実人数／月	156	168	181
	利用延人日／月	2,800	3,100	3,400

※各年度10月利用分

### 第3部 障害福祉計画

#### (2) 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練のうち機能訓練は、身体障害のある人を対象とし、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事などの訓練を実施することと併せ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害のある人・精神障害のある人を対象とし、食事や家事などの日常生活能力向上のための支援を実施することと併せ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行を目指します。

#### ■サービス実績

		21年度	22年度	23年度
機能訓練	利用実人数／月	1	2	2
	利用延人日／月	13	35	29
生活訓練	利用実人数／月	1	2	2
	利用延人日／月	22	40	39

※各年度 10月利用分

#### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
機能訓練	利用実人数／月	3	3	4
	利用延人日／月	69	69	92
生活訓練	利用実人数／月	3	3	3
	利用延人日／月	69	69	69

※各年度 10月利用分

**(3) 就労移行支援**

一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる人に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを実施します。

**■サービス実績**

		21年度	22年度	23年度
就労移行支援	利用実人数／月	13	21	33
	利用延人日／月	233	361	573

※各年度 10月利用分

**■サービス見込み量**

		24年度	25年度	26年度
就労移行支援	利用実人数／月	40	45	50
	利用延人日／月	920	1,035	1,150

※各年度 10月利用分

### 第3部 障害福祉計画

#### (4) 就労継続支援

一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「雇成型」と、「非雇成型」があります。

A型（雇成型）は、特別支援学校卒業者や離職した人などを対象に、雇用計画に基づき働きながら、一般就労も目指す事業です。なお、この事業の特徴として、定員の2割までの範囲で、定員とは別に、障害のある人以外の人を雇用することができます。

B型（非雇成型）は、年齢や体力面で一般就労が難しい人などを対象に、雇用契約は結ばずに、就労機会を提供する事業です。なお、工賃の目標額を事業所毎に定め、その引き上げを図ることとしています。

身体障害者福祉法に基づく通所授産施設であった四街道市障害者就労支援センターサンワークは、平成24年3月から、障害者自立支援法に基づく就労継続支援B型の施設として、主に身体に障害のある人の就労支援を行っています。

#### ■サービス実績

		21年度	22年度	23年度
A型(雇成型)	利用実人数/月	0	0	2
	利用延人日/月	0	0	40
B型(非雇成型)	利用実人数/月	4	7	14
	利用延人日/月	83	120	263

※各年度10月利用分

#### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
A型(雇成型)	利用実人数/月	2	3	3
	利用延人日/月	46	69	69
B型(非雇成型)	利用実人数/月	23	27	32
	利用延人日/月	529	621	736

※各年度10月利用分

**(5) 療養介護**

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院などにおいて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話をを行います。

**■サービス実績**

		21年度	22年度	23年度
療養介護	利用実人数／月	2	4	3
	利用延人日／月	62	124	93

※各年度10月利用分

**■サービス見込み量**

		24年度	25年度	26年度
療養介護	利用実人数／月	8	9	10
	利用延人日／月	248	279	310

※各年度10月利用分

**(6) 短期入所**

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

**■サービス実績**

		21年度	22年度	23年度
短期入所	利用実人数／月	26	24	26
	利用延人日／月	218	286	251

※各年度10月利用分

**■サービス見込み量**

		24年度	25年度	26年度
短期入所	利用実人数／月	27	29	30
	利用延人日／月	260	270	280

※各年度10月利用分

### 3 居住系サービス

#### (1) 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事などの日常生活上の世話を提供します。

##### ■サービス実績

		21年度	22年度	23年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数/月	4	5	9

※各年度10月利用分

##### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数/月	10	11	12

※各年度10月利用分

#### (2) 共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護などを行います。

##### ■サービス実績

		21年度	22年度	23年度
共同生活介護 (ケアホーム)	利用実人数/月	24	27	29

※各年度10月利用分

##### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
共同生活介護 (ケアホーム)	利用実人数/月	32	35	39

※各年度10月利用分



**(3) 施設入所支援**

施設に入所する人に対し、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

**■サービス実績**

		21年度	22年度	23年度
施設入所支援	利用実人数/月	45	51	59

※各年度10月利用分

**■サービス見込み量**

		24年度	25年度	26年度
施設入所支援	利用実人数/月	67	68	70

※各年度10月利用分

**4 相談支援（サービス等利用計画作成）**

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する人、障害福祉サービスを利用する子どもは支給決定前に指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画作成することになります。市はこれを勘案して支給決定を行い、支給決定時のサービス等利用計画作成、および支給決定後のサービス等利用計画の見直しについて計画相談支援給付費が支給されます。

また、平成24年度から障害者支援施設または精神科病院に入所・入院している障害のある人が地域で生活するための支援をします（地域移行支援・地域定着支援）。

**■サービス実績**

		21年度	22年度	23年度
サービス等利用計画作成	利用実人数/月	0	0	2

※各年度10月利用分

**■サービス見込み量**

		24年度	25年度	26年度
サービス等利用計画作成	利用実人数/月	33	52	77
地域移行支援	利用実人数/月	6	6	6
地域定着支援	利用実人数/月	1	6	6

※各年度10月利用分

### 5 その他

#### (1) 補装具費の支給

身体に障害のある人が、日常生活を送る上で必要な補装具（義肢、装具、車いすなど）の購入および修理に要する費用を支給します。基本は1割負担ですが、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

#### (2) 自立支援医療

自立支援医療は、障害のある人が心身の障害の状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の人だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人にも、ひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

## 第3章 地域生活支援事業の必要量の見込み



### 1 相談支援事業

#### (1) 相談支援事業

障害のある人などの福祉に関する相談、必要な情報提供・助言のほか、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会の運営を行い、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。

相談支援体制は、障害者自立支援法などの改正によりサービス利用計画を作成する指定特定相談支援事業者、障害のある子どもの通所サービスの利用に係る相談などを行う障害児相談支援事業者、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を行う指定一般相談支援事業者に見直されます。

今後、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターの設置についても検討していきます。

#### ①障害者相談支援事業所

障害のある人や家族などからの相談に、常勤の相談支援専門員がそれぞれ個別に対応し、必要な情報の提供や助言を行う総合的な相談支援事業所を、市内を南北に分けた日常生活圏域に1か所ずつ設置しています。

それぞれ業務委託し、市の北部には「四街道市障害者相談支援事業所ひだまり」を、南部には「四街道市障害者相談支援事業所ほほえみ」を設置しています。

#### ■サービス実績（23年度は見込み）

		21年度	22年度	23年度
障害者相談支援事業所	箇所数	2	2	2

#### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
障害者相談支援事業所	箇所数	2	2	2

#### ②自立支援協議会の運営

中立・公正な立場で障害者相談支援事業所の評価ができる体制として、平成19年度に自立支援協議会を設立し、平成21年度からは専門部会を設置しました。

今後は、障害者相談支援事業所とともに地域の関係機関などによる相談支援ネットワークとして地域での重層的な支え合いを目指します。

### 第3部 障害福祉計画

#### (2) 市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員（社会福祉士、精神保健福祉士など）を配置しています。

#### (3) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない重度の知的障害のある人または精神障害のある人が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）および後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

## 2 コミュニケーション支援事業

手話通訳者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人などその他の者の意思疎通を仲介します。

#### ■サービス実績（23年度は見込み）

		21年度	22年度	23年度
手話通訳者設置事業	設置実人数	1	1	1
手話通訳者派遣事業	利用実人数	20	21	21

#### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
手話通訳者設置事業	設置実人数	1	1	1
手話通訳者派遣事業	利用実人数	22	23	24

### 3 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)を給付または貸与します。

#### ■サービス実績（23年度は見込み）

		21年度	22年度	23年度
介護・訓練支援用具	件	7	1	8
自立生活支援用具	件	22	26	16
在宅療養等支援用具	件	12	16	24
情報・意思疎通支援用具	件	17	18	20
排泄管理支援用具	件	933	1,339	1,227
居宅生活動作補助用具	件	7	5	8

#### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
介護・訓練支援用具	件	7	8	10
自立生活支援用具	件	20	22	25
在宅療養等支援用具	件	16	18	20
情報・意思疎通支援用具	件	16	18	20
排泄管理支援用具	件	1,350	1,480	1,600
居宅生活動作補助用具	件	10	10	10

### 第3部 障害福祉計画

## 4 移動支援事業

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促します。

なお、視覚障害のある人の移動支援は、平成23年10月から同行援護に移行しました。

#### ■サービス実績（23年度は見込み）

		21年度	22年度	23年度
移動支援事業	利用実人数	95	109	120
	利用延時間数	8,638	10,056	11,500

#### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
移動支援事業	利用実人数	109	110	111
	利用延時間数	11,000	11,600	12,000

## 5 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。

地域活動支援センターは職員配置、事業内容、利用者数などによって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。

市の独自事業として開所している四街道市福祉作業所（第一福祉作業所、第二福祉作業所）は、平成24年3月から、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターⅢ型の事業を行う施設として、主に知的障害のある人の創作的活動、生産活動などを行っています。

### ■サービス実績（23年度は見込み）

		21年度	22年度	23年度
地域活動支援センター Ⅲ型(市内)	箇所数	1	1	3
	利用実人数	34	34	73
地域活動支援センター Ⅲ型(市外)	箇所数	3	4	4
	利用実人数	4	5	6
地域活動支援センター Ⅰ型(市外)	箇所数	1	1	1
	利用実人数	26	30	35

### ■サービス見込み量

		24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター Ⅲ型(市内)	箇所数	3	3	3
	利用実人数	75	78	80
地域活動支援センター Ⅲ型(市外)	箇所数	7	8	9
	利用実人数	9	10	11
地域活動支援センター Ⅰ型(市外)	箇所数	1	1	1
	利用実人数	40	45	50

## 6 その他の事業

### (1) 日中一時支援事業

日中、一時的に介助者が介助にあたれない場合などに、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設などにおいて、活動の場や見守り、介助などを提供します。

### (2) 知的障害者職親委託制度

知的障害のある人を一定期間、知的障害のある人の更生援護に熱意を有する事業経営者などに預け、生活指導および技能習得訓練などを行います。

### (3) 訪問入浴サービス事業

寝たきりの身体障害のある人に、訪問により、特別浴槽を利用した安全かつ快適な入浴サービスを提供します。

### (4) 自動車運転免許取得助成事業

自動車免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると認められる身体障害のある人を対象に、免許の取得に要する費用の一部を助成します。

### (5) 自動車改造助成事業

重度の身体障害のある人が自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。



## 第4章 サービス見込量の総括表



本市における障害福祉サービスの見込量は次のとおりです。

		24年度	25年度	26年度	単位	
訪問系	居宅介護	72	77	81	実人/月	
		1,120	1,180	1,240	時間/月	
	重度訪問介護	2	2	3	実人/月	
		25	30	35	時間/月	
	同行援護	9	11	12	実人/月	
		165	170	180	時間/月	
	行動援護	20	21	22	実人/月	
		265	280	290	時間/月	
	重度障害者等包括支援	0	1	1	実人/月	
		0	50	50	時間/月	
	日中活動系	生活介護	156	168	181	実人/月
			2,800	3,100	3,400	延人日/月
自立訓練(機能訓練)		3	3	4	実人/月	
		69	69	92	延人日/月	
自立訓練(生活訓練)		3	3	3	実人/月	
		69	69	69	延人日/月	
就労移行支援		40	45	50	実人/月	
		920	1,035	1,150	延人日/月	
就労継続支援(A型)		2	3	3	実人/月	
		46	69	69	延人日/月	
就労継続支援(B型)		23	27	32	実人/月	
		529	621	736	延人日/月	
療養介護		8	9	10	実人/月	
		248	279	310	延人日/月	
短期入所		27	29	30	実人/月	
		260	270	280	延人日/月	
居住系	共同生活援助(グループホーム)	10	11	12	実人/月	
	共同生活介護(ケアホーム)	32	35	39	実人/月	
	施設入所支援	67	68	70	実人/月	
相談支援	サービス等利用計画作成	33	52	77	実人/月	
	地域移行支援	6	6	6	実人/月	
	地域定着支援	1	6	6	実人/月	

### 第3部 障害福祉計画

また、本市における地域生活支援事業の見込量は次のとおりです。

		24年度	25年度	26年度	単位
(1)相談支援事業					
	障害者相談支援事業所	2	2	2	箇所数
(2)コミュニケーション支援事業					
	手話通訳者設置事業	1	1	1	設置実人数
	手話通訳者派遣事業	22	23	24	利用実人数
(3)日常生活用具給付等事業					
	介護・訓練支援用具	7	8	10	件
	自立生活支援用具	20	22	25	件
	在宅療養等支援用具	16	18	20	件
	情報・意思疎通支援用具	16	18	20	件
	排泄管理支援用具	1,350	1,480	1,600	件
	居宅生活動作補助用具	10	10	10	件
(4)移動支援事業		109	110	111	利用実人数
		11,000	11,600	12,000	利用延時間数
(5)地域活動支援センター	Ⅲ型 (市内)	3	3	3	箇所数
		75	78	80	利用実人数
	Ⅲ型 (市外)	7	8	9	箇所数
		9	10	11	利用実人数
	Ⅰ型 (市外)	1	1	1	箇所数
		40	45	50	利用実人数

## 第5章 サービス見込量確保のための方策



新しい事業体系への移行は、平成23年度までの経過措置が終了し、平成24年4月からすべて障害者自立支援法によるサービスになりました。本市においても、障害者就労支援センターサンワークは就労継続支援B型事業を、四街道市福祉作業所は、地域活動支援センターⅢ型事業を行うことになりました。また、障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正により、児童デイサービスは、児童福祉法による障害児通所支援になりました。

平成19年度末に発足した自立支援協議会においては平成21年度に専門部会を設置し、利用者が、地域で安心して暮らしていくための支援体制ができ上がりつつあります。

### 1 訪問系サービス

- 現在、訪問系のサービスについては、居宅介護・重度訪問介護の指定を受けた事業所は市内に8か所、行動援護の指定を受けた事業所は1か所、平成23年10月から始まった同行援護の指定を受けた事業所は6か所あります。市外の事業所や介護保険事業所と共通した社会資源の活用が可能ではありますが、全国的には従事する介護職が量的に不足していることが指摘されています。今後はさらに利用が拡大していくことが想定されることから、事業者の状況把握に努め、介護保険事業者などに対しても呼びかけや情報提供を行うなど、見込量の確保に努めていきます。
- サービスの量的な確保だけでなく、質の向上を図るため、必要に応じて、人材育成のための支援を行っていきます。

### 2 日中活動系サービス

- 利用者が日中活動の支援サービスを選択できるよう、各施設・事業者などの情報の収集と提供に努めます。
- 就労継続支援においては、安定的な仕事量の確保が不可欠であることから、授産製品の受注や販路拡大への支援を行い、活発化することにより、通所者の就労促進に努めます。

### 3 居住系サービス

- 障害者自立支援法一部改正により、障害のある人が入所・入院施設から地域生活へと移行するための支援体制が整備されました。今後、主たる住まいの場となるグループホームなどの整備がより重要になることから、運営についての支援を行うなど、整備・充実を図ります。

### 4 地域生活支援事業

- 相談支援体制については、増加傾向にある相談件数に対応できるよう相談支援体制を整備していきます。また、サービス事業者などの関係者による個別ケア会議を行うことで総合的な支援を行っていきます。
- 自立支援協議会は障害者自立支援法の一部改正により法定化されました。市においては、行政はもとより教育、就労関係機関などや障害者団体（障害当事者）の参加により展開しています。生活、就労、療育・教育、防災の4つの部会において、さまざまな検討を行っています。今後は、障害者虐待防止法を踏まえ、地域における虐待防止などのためのネットワークの役割についても検討していきます。
- コミュニケーション支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターなどマンパワーが必要な事業については、県などで行われる研修などの情報提供と積極的な参加を促し、マンパワー確保のための環境を整えていきます。

## 第 4 部 推進体制

---

## 第1章 計画の推進



### 1 進捗状況の管理と評価

計画策定後は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるかなどの達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施していく必要があります。

本市では、計画の進行を管理するため、計画の策定、改定を行う時に各施策の進捗状況を調査するとともに、保健福祉審議会において評価を行い、結果をホームページで公表します。

### 2 関係機関との連携

障害のある人が、地域の中で心身ともに健康に、自立して生活していくためには、地域の中で適切なサービスを提供する体制を構築することが必要です。

そこで、四街道市地域福祉計画の理念のもと、自立支援協議会を中心として、障害福祉サービス事業所、医療機関、ボランティア、NPO、社会福祉協議会、民生委員などの関係機関の、それぞれの役割分担を明確にしながら、連携の強化を図っていきます。

### 3 県および障害保健福祉圏域との調整・協力

千葉県においては、第三次障害者計画（平成16年度に策定）において、市町村の枠を超えた各種のサービスの面的・計画的な整備と重層的なネットワークを構築する単位として、健康福祉センターの所管区域を基準とした16の障害保健福祉圏域が定められました。

本市は、印旛健康福祉センターの所管区域に含まれます。印旛健康福祉センターは、本市をはじめ、成田市・佐倉市・八街市・印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町の9市町を管轄しており、地域活動支援センターI型や中核地域生活支援センター、就労・生活支援センターの利用もこの圏域で行われています。今後も広域的な事業などの推進にあたっては、それぞれの市町村が調整・協力し合い、より効果的・効率的な事業の運営に努めます。

## 資料編

---

## 資料1 計画策定経過



## ■保健福祉審議会 本会

開催日	区分	主な審議内容
平成23年5月25日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問（障害者基本計画・障害福祉計画の策定について）</li> <li>・計画の概要および策定スケジュールについて</li> <li>・障害者部会設置について</li> </ul>
平成24年3月6日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申（障害者基本計画・障害福祉計画の策定について）</li> </ul>

## ■保健福祉審議会 障害者部会

開催日	区分	主な審議内容
平成23年8月29日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画の進捗状況について</li> <li>・現行計画の実績値について</li> </ul>
平成23年11月2日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本計画・第3期障害福祉計画（骨子案）について（アンケート報告書・意見交換会結果）</li> </ul>
平成23年12月20日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本計画・第3期障害福祉計画（素案）について</li> </ul>
平成24年2月21日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本計画・第3期障害福祉計画（案）について</li> </ul>

## ■障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会

開催日	区分	主な審議内容
平成23年10月14日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本計画・第3期障害福祉計画（骨子案）について</li> </ul>
平成23年11月28日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本計画・第3期障害福祉計画（素案）について</li> </ul>
平成24年2月10日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本計画・第3期障害福祉計画（案）について</li> </ul>



## ■アンケート調査

年月日	事項
平成23年5月12日 ～6月13日	市内在住の介護保険認定者を除く身体障害者手帳、療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳所持者 対象者：2,262人 有効回収数：1,567人 回収率：69.3%

## ■意見交換会

開催日	対象	主な内容
平成23年7月13日	・自立支援協議会 就労部会	・就労や仕事・雇用のことについて、困っていること・問題点
平成23年7月14日	・自立支援協議会 生活部会	・就労や療育・教育以外の生活について困っていること・問題点
平成23年7月16日	・障害者団体 (聴覚障害者)	・日ごろの生活で困っていること・問題点
平成23年7月16日	・障害者団体 (聴覚障害者以外)	・日ごろの生活で困っていること・問題点
平成23年7月20日	・自立支援協議会 療育・教育部会	・療育や教育、保育のことについて、困っていること・問題点

## ■意見提出手続（パブリックコメント）

意見提出期間	内容
平成24年1月6日～2月5日	・障害者基本計画・第3期障害福祉計画（案）について

## 資料2 計画策定体制



### 1 四街道市保健福祉審議会条例

#### (設置)

第1条 市は、社会福祉施策の総合的かつ計画的運営を図り、もって住民福祉の向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、四街道市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 保健、福祉及び医療施策に係る長期計画等に関すること。
- (2) 保健、福祉及び医療施策の進展、動向及び諸制度に関すること。
- (3) その他保健、福祉及び医療施策に係る重要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3人以内
- (2) 保健関係者 2人以内
- (3) 福祉関係者 4人以内
- (4) 医療関係者 3人以内
- (5) 市民代表 3人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (臨時委員)

第5条 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時

委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験がある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員（特別な調査審議事項に係る臨時委員を含む。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、その部会に所属する委員の互選による部会長を置く。
- 4 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 第4条第3項及び第6条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 2 委員名簿

### ■保健福祉審議会

選出区分	氏名	備考
学識経験	澁谷 哲	
	北村 富雄	
	江口 勝善	
保健関係	杉谷 美恵子	
	有川 良子	
福祉関係	清水 政寛	副会長
	吉沼 克治	
	大岩 重次郎	
医療関係	柴 忠明	会長
	中島 二郎	
	梅田 礼子	
市民代表	柴田 淳一	
	白水 徹夫	
	山下 陽子	

順不同・敬称略

### ■障害者部会

選出区分	氏名	備考
学識経験	北村 富雄	部会長
	江口 勝善	
福祉関係	清水 政寛	
医療関係	柴 忠明	
保健関係	有川 良子	副部会長
市民代表	柴田 淳一	
	山下 陽子	
臨時委員	川崎 鉄男	

順不同・敬称略

### 3 四街道市障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会設置要領

#### (設置)

第1条 四街道市障害者基本計画の見直し及び第3期障害福祉計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を策定するため、四街道市障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会所掌事項は、次のとおりとする。

- ① 計画案の策定に関すること。
- ② その他策定委員会が必要と認めた事項。

#### (組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (委員長)

第4条 委員長は、健康福祉部長の職にあるものをもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が欠けた場合または委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

#### (庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 資料編

### 附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年9月28日から施行する。

(廃止)

- 2 この要領は、四街道市障害者基本計画の見直し及び第3期障害福祉計画の策定が完了した後に速やかに廃止するものとする。

### 別表

健康福祉部長
経営企画部参事（政策調整担当）
総務部参事（政策調整担当）
健康福祉部参事（政策調整担当）
環境経済部参事（政策調整担当）
都市部参事（政策調整担当）
建設水道部参事（政策調整担当）
教育部参事（政策調整担当）
危機管理監

## 資料3 用語の解説



### あ 行

#### 異食

普通は口にしないもの、たとえば鉛筆や粘土、砂、毛髪、ゴミといったものが食べなくなったり、実際に食べてしまったりすることです。

#### インクルージョン

すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共生する、共に生きる社会を目指すという考え方であり、障害のある人が普通の場所で普通の生活をするということです。

#### オストメイト

人工肛門、人工膀胱保有者のことです。

### か 行

#### グループホーム

障害のある人が、家事などの日常生活上の支援を受けながら少人数で一般住宅などでの自立した生活をする居住の場です。

#### ケアホーム

障害のある人が、家事などの日常生活上の支援のほか、併せて、食事や入浴、排せつなどの介護を受けながら少人数で自立した生活をする居住の場です。

#### ケアマネジメント

一人のサービス利用者に複数のサービスが別々に提供されるのではなく、統一された介護方針のもとにケアプランに基づいて総合的・一体的にサービスが提供されるように調整などを行うことです。

#### 行動障害

発達障害のある人たちの環境への著しい不適応を意味します。

### さ 行

#### 作業療法

障害のある人、またはそれが予測される人に対して、働く機会や種々の活動に参加する機会を得られるように、諸機能の回復・維持および開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導・援助を行うことです。具体的には、食事や排せつなどの日常生活動作、調理動作などの家事動作、職業復帰を目的とした具体的な作業、趣味を生かした活動などを対象にします。

## 資料編

### 自傷

自らの身体を意識的・無意識的にかかわらず傷つけることをいいます。

### 自閉症

先天性の脳機能障害と考えられ、脳内の情報処理の仕方に障害がありますが、原因はまだ分かっていません。自閉症の人は、見たり聞いたりすることや感じることを普通の人と同じように理解することができないので、人と関わることや、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを汲み取ることがとても苦手です。

### 生涯学習生きがいづくりアシスト事業

市民が自主的に「何かを学びたい、体験したい」と思った時に、あらかじめ登録された市民が講師（指導者）としてアシスト（手助け）する事業です。

### 生涯学習まちづくり出前講座

市民の皆さんの学習活動に役立てていただくため、市職員が講師として出向き、市の事業や政策などについて話をする制度です。

### 情緒障害

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態です。

### 自立支援協議会

障害のある人の地域における生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用などの関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要です。自立支援協議会はこの役目を担っています。

自立支援協議会を設置した都道府県および市町村は、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

### 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が不十分な成年者の、財産や権利を保護するための制度です。

### 総合型地域スポーツクラブ

身近に自由に使えるスポーツ施設があり、地域の会員が「いつでも、どこでも、誰とでも」それぞれのニーズに応じて、質の高い指導者のもと活動が行えるスポーツクラブです。



## た 行

### 地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害のある人などが自立した日常生活および社会生活を営むために必要な支援を行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じⅠ型からⅢ型までの類型が設定されています。

- Ⅰ型**：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などの事業と、併せて相談支援事業を実施します。
- Ⅱ型**：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴など、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。
- Ⅲ型**：創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施します。

### 中核地域生活支援センター

福祉サービスのコーディネーター、福祉の総合相談、権利擁護などの機能を併せ持ち、24時間365日体制で行う民間サイドの福祉サービスの拠点として設置されたセンターです。

## な 行

### 日常生活圏域

住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件などを総合的に勘案して定めた身近な地域の単位です。

本市の場合、大きく分けて旧行政区（旧千代田町、旧旭村）の2地区に分けられ、JR線によりほぼ南北に分けることができます。この2つの地域は3つの中学校区と2つの中学校区で構成されていることから、日常生活圏域については、当面は旧行政区である北地区と南地区の2圏域としつつ、将来的には中学校区を基本とすることを目指します。

### ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、地域の中でともに生活することが正常（ノーマル）な社会の在り方であるという考え方のことです。

## は 行

### 発達障害

精神面、運動面の発達に問題があつて、日常生活に支障があり、社会適応に向けた支援が必要な状態です。幼児のうちに現れることが多く、どんな能力に障害があるのか、どの程度なのかは、人によってさまざまです。自閉症・アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障害（PDD）・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）などがあります。

## 資料編

### バリアフリー

誰もが自立した生活を送れるようにするために、障害のある人や高齢者の生活や活動を差別したり、妨害したりするものを取り除こうという概念のことです。バリアには、都市環境・建築などの物理的なバリア、人間の意識や態度、行動などの背景にある心理的なバリア、社会的な制度のバリア、コミュニケーションのバリアなどがあります。

### 福祉ショップ

障害のある人などの社会参加や市民の理解の促進など、福祉を目的とする店舗の総称で、障害のある人自身が働く喫茶店や障害のある人が制作した作品などを常設店舗において展示・販売する店舗などの形態があります。本市では、南部総合福祉センター内に設置しています。

### 福祉有償運送

介護を必要とする高齢者や障害のある人など、単独での移動が困難であり、単独では公共交通機関を利用することが困難である、いわゆる「移動制約者」を対象としたNPOなどによる有償運送サービスのことです。

### 補装具

障害のある人などの身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される用具のことです。具体的には、車いす、盲人安全杖、義手、義足、下肢装具、補聴器などです。

## や 行

### ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能なデザインにすることです。

## ら 行

### 理学療法

身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行ってもらい、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいいます。

### 療育

障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことをいいます。

**四 街 道 市**  
**障害者基本計画・第3期障害福祉計画**

平成 24 年 3 月

発行：四街道市役所 健康福祉部 社会福祉課  
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地  
電 話 043-421-6121  
F A X 043-424-2011



